

第十三回 参議院法務委員会會議録第四十九号

昭和二十七年六月五日(木曜日)午前十一時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君

理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君
一松 定吉君

委員 加藤 武徳君
左藤 義詮君
玉柳 實君
長谷山行毅君
岡部 常君
中山 福蔵君
内村 清次君
吉田 法晴君
鬼丸 義齊君
羽仁 五郎君

政府委員

法務政務次官 龍野喜一郎君

法制意見見長官 佐藤 達夫君

法務府法制意見第一局長 高辻 正己君

法務府法制意見第二局長 林 修三君

刑政長官 清原 邦一君

法務府検務局長 岡原 昌男君

法務府特別審査局長 吉河 光貞君

法務府特別審査局次長 関 之君

事務局側

常任委員 西村 高兄君

会専門員 堀 真道君

説明員

法制意見参事官 真田 秀夫君
(法務府法制意見第三局勤務)

本日の会議に付した事件

○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) 只今より委員会を開きます。破壊活動防止法案及び関係二法案を一括議題に供します。本日は先ず昨日までの各委員の御質疑に對して、政府におきまして答弁を留保いたしておりました事項につき項目別に政府の答弁を願います。なお御質疑はそれより先に御質問をなさいました委員にお願いいたします。ちよつとここで申し上げますが、伊藤委員より八項目に互る質問書が政府に提出されておりますが、先ずその御答弁を願うのであります。これに關連して同一の質問は同じ意味に、他のかたにも答弁いたしましたことにお考えの上、伊藤委員の再質問に對する関連質問をそのときに決りまして頂くような順序にいたして頂きたいと思ひます。それではどうぞ意見長官。

○政府委員(佐藤達夫君) それでは伊藤委員のお尋ねになりましたもののうちで、一般法制に互るような問題を便宜からお答えを申し上げたいと思ひます。

第一に、団体に対する規制処分と、それから破壊活動の行為者に対する刑事事件との関係につきまして、お尋ねの趣旨は、規制処分が確定した後において、当該規制の原因となつた暴力主義的破壊活動の行為者に対する刑事被告事件のほうが無罪の判決があつたという場合に、その規制処分はどうなるかという点に於てあつたように承知いたします。この点につきましては先般来少しづつ触れてお答えはしておつたのでありますが、一応改めて申し上げますと存じます。この種の問題は、他の一般の立法例の中にもたくさんあり得ることをごさいます。先日もちよつと触れました例えは風俗営業の取締法というふうな営業関係の取締法規には、殊にそういう条項が多いのであります。業者が法律違反の行為をやつた場合に、許可を取消すというふうな場合、その違反に對する罰則の適用関係、処罰関係と許可の取消の処分との効力問題というふうなことが多く生ずるのであります。そういうふうなことを通じまして我々の考へておりますところは、結局この刑事処分そのものと、それから規制処分というものの本質の違ひの問題になつて来るわけでありまして、一方は申すまでもなく司法上の刑事処分であり、一方は行政上の何と申し申すか、一種の保安的な見地からの処分であるというふうになつております。又その手続につきましても、刑事処分の方は刑事訴訟法の手続によるわけ

であります。行政処分のほうにつきましては、行政事件特別法系統で、民事訴訟法の手続が加つて来るというふうなことになるのであります。手続のほうから申せば別々のことになる。従ひましてお尋ねの場面は當然出て来るわけでございますけれども、今のうちに本質が異なることをごさいますから、これは別個のものであつて、相互にこの犯罪事件について無罪の判決があつたからといって、法律上当然には規制処分の効果のほうには影響を及ぼさないと云わざるを得ないと存じます。これらについての判例がたくさんあつたはずだと思つて調べたのであります。が、時間がありませんで調べることができませんでしたが、一つこれは行政裁判所時代に、これは結局行政事件とそれから司法事件との牽連関係において、お酒のほうの酒造税関係の違反事件について行政裁判所の判決がございまして、課税事実の認定というものは、収税官庁の職権に属するものであつて、司法裁判所の判決に拘束されるものではないというふうなことを言つております。今の理窟の筋から申しますと、さういふことに相成らざるを得ないように存するのであります。その点についてのお答えはその程度にいたしまして……

○伊藤修君 どうも今のお答えには納得しかねるのです。第一に本質です。成るほどお説のように他の行政処分の場合においてさういふことはあり得るかも知れません。併しそれは飽くまでその行政処分の一枠内においてなされることである。一般的なものではない。範囲が違ひの事です。例えは古物営業に對するところの行政措置というふうになりますれば、少くとも古物営業自体にその範囲が限られております。でありますから、その及ぼす影響というものはその業者のみ、その業に携わる個人のみに限られておる。それが古物営業取締のために必要な措置として当然そのときに行われる。後日他の国家意思によつて誤つておつたということが判明いたしました、それに対するところの救済規定が与えられていないというものは、法の不備であるのです。又仮にそれが正しいという見解に立ちましても、飽くまでそれはその狭い範囲においてのみ、國家の行政措置として必要であるという臨機歩して考へましても、この場合はそうではなくて、本件の場合には、本質は行政処分とはいひながら本質は司法処分である。準司法処分であることはお認めになつておる。この法律効果の及ぼす範囲というものは全國民に及ぶものであつて、一般的のものである。これは軽々に單なる行政処分という言い方だけではあなたが言い遣れようということ、あなたの常識に反すると思ひます。若しさういふ考え方をすべて今後の立法措置が行われるとするならば、何をか司法処分として行われるものがあり得るか、すべて行政的処分としてなし得る、斬り捨て御免だという、

国家は如何なる間違つたことをやつても差支えないのだ、それを国民は甘受しなければならん、こういう結果になる。さうなことはあり得ないと思ふのです。又肯定できない。国民としてさうなことは納得できないのです。先ほども申しましたごとく、風俗営業をやつておる者がたゞ行政処分を受けた、併しそれが他面司法処分において、その認定された基本であるところの事実が無罪になつたといつて、先の風俗営業取締規則によるところの行政処分が間違つておつたという結果になつて、本来ならばそれに對して救済規定を与えるのが當然なんです国家としては、併し今日の法律体系の上においてはそれが上つていないという場合において、それはその及ぼす範圍が狭い。従つてそれを取消して云々するといふことよりも、そのままそれに對して規制を甘受せしめるといふ国家のミスな国民にそれだけ押付けておるに過ぎない。若しその人が當然その当時訴訟手続によつて、行政訴訟によつてそれに対して異議を申立てておりますれば、それを或る程度まで救済するチャンスは得られたにかかわらず、古物営業だとか風俗営業取締だとか、いづれもこれは弱い商売なんです。警察に常に頭の上らない商売です。叱言を言へば次の制約を受けることのほうが大きいから、御無理御尤もで泣き寝入りをするという業態なんです。さういふものを引例いたしまして、直ちに以て本法の解釈の根拠とするとは不合理も甚だしいと思ふのでありまして、これが本質論であります。

それから手続の点を御指摘になりましたが、手続はこうした場合において止むを得ないといふことはそれは国家として不親切です。御承知の通り刑事、民事の手続に二通りあるわけでありまして、その場合において刑事、民事の判決結果が矛盾しないように訴訟法は或る程度までこれを救済する方法を、矛盾しないように取扱うように法律手続はしているわけでありまして、ただたゞ行政事件と司法事件との矛盾の場合における今日の今日手当て規定がないといふのであつて、国家としては當然さうした基本的な手当て規定を原則的なものを定めなくちやならぬといふのです。不幸にして国家の怠慢によつてそれをなしていないからと言つてなしていないことを正当ずけて、それを正しいといふ根拠の下にさういふ議論をお立てになることは、これは國家の政策として誤つた根拠を正しい根拠として議論を押し付けになることは、これは根拠において誤りがあるのです。だからおおよそ國家といふものは、昨日も一松さんがおつしやつたごとく國家の意思が二途に出るといふことはあり得ないであります。國家といふことも一つの法人格を持つてゐる。その意思が甲の場合においては否定し、乙の場合には肯定するといふ二つの意思表示をなすといふことは根本的な条理に反するのです。おおよそ國民を統治して國民のために國家の政治を運用する場合において、國家の意思が二途も三途にも出るといふ在り方はあり得ないのであります。

又、第四に申上げれば、今日の憲法の建前から申しまして、國家の最高意思といふものは、又最終意思といふものは最高裁判所の意思を以てこれを定めるといふことの觀念であることは明らかであります。政府といふことも最高裁判所の最終的意思決定に對しましては服従せざるを得ないのであります。これに服従しないといふやり方は政府自身が破壊活動を行うことになるのです。さういふやうなことがあつて國民に對しまして政府の言ひを正しと言つてどうして指導ができるのでしょうか。政府機關をいたしましては個々において意思決定をいたしてゐる今日の状態におきましては、その個々の機關がたゞ甲乙異なるた意思決定をなされた場合において、その意思決定を最終的に判断し決定するのは最高裁判所であると言わなくちやならぬでしょう。その場合においてたゞ本法において行政的の措置によつて誤つた判断がなされ、或る意思決定がなされる。さうして最高裁判所において最終的にさうでないといふ意思決定がなされた場合においては、これに國家が従うべきは當然のことでありまして、これを認めないと言ふのです。さういふ認めないといふやうな御議論は恐らくあり得ないと思ふのであります。お認めになつた場合においては、それに對してすでになされた、國民に對する被害といふものに対して救済をするといふ政策をおとりになることが當然のことでありまして、仮に私の言ふ議論が薄弱であるといふにしても、政策論から考えましても當然さうな場合においてはこれを救済するといふ措置をとることを法的に附つて置くといふことは國家として當然なすべき政策的考案方です。

だから今のあなたの御議論に對しましては四点につきまして私は誤つていふところがあるのであります。重ねてもう一度お伺ひいたします。

○一松定吉君 ちよつとそれに関連して、今のお答えをする前に伊藤さんの趣旨に私はちよつと補充したいと思ひます。

今詳しいことは伊藤委員から申上げた通りであります。私の解釈としてはあなたのお答えは正しい解釈だと私は思つております。そこでそれをどうするかといふことが私の問題なんです。行政措置でさういふ決定をした、司法措置でさういふ決定をした。現行法のままだとさういふ決定が生きていふと言ふのです。それはあなたの解釈は認める。そこでさういふことでは國家の意思が二途に出るといふことになるから、これを調節する手段方法を講じなければならんじやないか、伊藤委員の御趣旨もそこにあると思ふのであります。現行法においては解釈が二つの結論を得るのには、結論は得ておつても最高裁判所の決定によつて行政機關の決定が當然消滅するといふことは、今の現行法のままだとは言えないのです。私が、私もそれは思ふ。それをどうするかといふ調節の制度を設けなければならんじやないかといふことの伊藤委員の御趣旨であらうと思ふ。私もその意味で昨日お尋ねした、だからしてあなたのお答えは、いろ／＼調べて見たところ、さういふことになつてゐる、そこで政府としてはどうするか、それはあなたの言ひによつて國家の意思が二つの意思が出てはいけないから、一つのものにまとめるやうな方法、調節する制度を考える、さういふ態度に出なければいかん。それについてお答えを願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 私も先ほどのお答えは、委員各位のお氣に入らぬことは十分承知してゐるのであります。お氣に入るやうな答弁をしようと思へば、良心に反した答弁はできるかも知れません。やはり私も純粋な理窟として考へまして、理窟はどうもさうであらうといふことを申上げて、さうして更に一松先生のおつしやるやうに、それじやその理窟も成るほど尤もなところもある。それを合せ考へて、大きな角度から見ても満足されるやうな方法を考へて下さるということについては、勿論私何ら異存がある筈はございません。従ひましてあまり繰返すことはいたしたくございませぬけれども、ただ私どもの理窟で、つまらぬ理窟だとおつしやればそれきりでございしますが、こたわつておられますのは、今の國家の意思は一つとおつしやいますけれども、一つの個人の刑事責任を追求めるという場面の國家の意思なんでありまして、一つは組織活動の危険性を排除するといふ意味の点からする國家の意思といふものであつて、非常に精密といひます。深淵に分ければ私事柄が違ふのであるから、その間に國家の意思が二つに分れても、それは必ずしも致命的なものとはいへないのじやないか、理窟に大変走つた考へ方で申訳ございませぬけれども、さういふ氣持を以て一応申上げたのであります。

○伊藤修君 今の点ですが、それは成るほど片方は刑事責任を追うてゐる、片方は行政的措置をとる、大要においてはさう言われます。基本的な原因についての認定については同一であるのですか、刑事事件にとり上げられまし

た事案の原因が即ち破壊活動だところ
認定されたことによつて、この本法に
言う行政的処置が講ぜられるわけだ
か、同一原因に基づきその行為の
結果、個人としては刑事責任を問わ
れ、団体としては行政的処置をとられ
るわけであります。処置については相
異なる、目的については相異なる、併
し原因は同一であることは疑いないわ
けであります。その原因についての認
定に關する国家の意思が二途に出る
と、こゝろの事。さういふ矛盾は
肯定できないとこゝろの事。この
点は今一松委員が仰せになつたよう
に、現行法上では自分の考え方が正し
いのだと仰せになるならば、然らばそ
の欠点をこゝろにおいては是正するかど
うか、是正することに政府も吝かでない
という御意見かどうか、それは反対だ
とおつしやるか、その点を最後に伺つ
ておきます。

○政府委員(佐藤達夫君) 国会の御審
議におきまして、最も適當であるとい
う結論が出た場合には、政府側とし
て何らの発言もすべき立場にないこ
とは申すまでもございせんが、私の
考え方といひましたも、先ほど触れ
ましたように、我々が理窟一点張で考
えておるところとの調和が保たれるよ
うな角度における、立派な解決案がで
ければ、これは非常にうれしいことだ
と思つておるのであります。

○吉田法晴君 ちよつと伺ひますが、
行政処分と、それから刑事処分は本質
が違ふのだ、こゝろのお話でございま
すが、現実には眼の前にあります法律
は、一方行政処分もそれから司法処分
も同じ法律の中に入つておつて、相関
連しております。そこで全然これが別

の法律であるというならば、理窟の上
から言つて、さういふことが言ひ得る
かといふことも一つの考だと思ひ得る
ですが、相関連した、さうして一つの法
律で二段階になつておる点は、私ども
も見過すわけには参らんと思ひます。
それからもう一つ、さういふ法律の解
釈について、行政権とそれから司法権
とに、法律の解釈の権能が二つに分か
れる。これを認めた立場から議論が進
められておると思ひますが、
さういふ点に、行政訴訟を特別裁判所
に認めなかつた新憲法のこの基本精神
と違反するところがあるように、私は
考へる。一つの法律を解釈するにつ
いて、行政権にも一応解釈の権能があ
り、さうして司法権がそれをどうい
う具合に解釈しようか、行政権は行政
で解釈の権能があるのだ、こゝろい
う基本的な考え方があるやに考へるの
で、それと新憲法下における行政訴訟を特
別の機關に認めなかつた新憲法の精神
から言ふならば、さういふ考へは認め
られぬのではないかと。この点につ
いてはどういふふうに考へられますか。

○政府委員(佐藤達夫君) この点は先
ほど申しました司法裁判所の権限に属
しておる事件についてすらもあり得る
ことである。刑事事件として同じ事件
が刑事の面から刑事裁判所にかつて
おる。民事の面から民事裁判所にか
つておる。さういふことを考へます
と、司法権の分野においてすらもあ
るのじやないかといふふうに考へ
る。現に又さういふ例があつたわけ
です。

○吉田法晴君 これは個々の裁判所に
おいては、さういふことがあり得る
でしょう。併し最高裁判所なら最高裁判
所の法律で統一されます判例なら判例とし
て、或いは判例法とも言われますけれ
ども、國家の意思は裁判機關におい
ては、一つになる建前になつておること
は問題ないと思ひます。個々の裁判所
において二つに分れておるから、司法
権において意見が二つになり得る、
さういふ考へ方は間違つておると思
ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) それは先ほ
ども触れましたようにこの民事訴訟手
続きといふものと、刑事訴訟手続きと
いふものを一本にまとめて頂ければそれ
はさうなりますけれども、これは狙い
が民事訴訟と刑事訴訟と狙いが違ふこ
とを前提にしまして、訴訟手続きも違
つておるのでございませう。従ひまして
最高裁判所に行きましても、やはり最
高裁判所は刑事事件は刑事訴訟の手続
きで、民事事件は民事訴訟の手続きで
終りにならざるを得ないものですか
ら、結局問題は民事訴訟の手続きと刑事
訴訟をどうするか、非常に深い問題
になつて来る。そこで非常に迷つてお
るわけです。

○一松定吉君 今の我々の質問に對し
まして、ただ御自身の意見をただ固執
して、どうして打開策を考へるかとい
うことについてあなたの意見がないこ
とを我々は遺憾に思つておる。それは
結局さうなるのじやないか。今吉田君
が言われたように、この破壊活動防止
法の第四條の第二項ですね。一前項の
処分が効力を生じた後は、何人も、当
該団体の役員又は構成員として、そ
の処分の趣旨に反する行為をしてはな
らない。但し、第一項第三號の処分が
効力を生じた場合において、当該役職
員又は構成員が当該処分の効力に關す

る訴訟に通常必要とされる行為をする
ことは、この限でない。一この法文か
らすると、この行政処分の効力が生じ
た後に司法処分を求むるというこは
この限でない、さういふ規定です。で
すからこの二項の規定は、第一項の
一、二、三の禁止という行政処分は、
これに對して異議のあるものは司法処
分を求むることが出来る。その司法処
分の効力の発生するまではこの禁止は
効力を停止する、さういふように吉田
君の言う通り一つの法文の中に行政処
分と司法処分の抵觸を是正することが
出来るのですから、さういふようなこ
とはあなたのほうでなさるということ
であれば、さういふものは、さうい
うに政府が出すことが出来るなら委
員が修正案を出さう、さうなるわけ
です。修正案を委員が出さなければ政
府がさういふように修正してもよい、
さうなるわけです。それは話合ひで
出来るわけです。それを無理に行政と司
法と分けてしまつて、國家の意思を二
つに矛盾することが存在するやうなこ
とはいけないのだから、それを調整し
ようじやないか。調整するのはどう
すればよいか。これはこの四條の今の
さういふやうな法律について行政処
置を、司法処分がきまるまで効力の発生
を停止して置けば出来るわけです。そ
ういふことを私は考へておりますが、
如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 非常に私は
悩みを強く打明けて申し上げましたた
めに、如何にも固執するようにお考え
頂いたことは甚だ残念でありまして、た
だ私共は今のやうな調整方法といふも
のについてもよりこれは考へました
けれども、それについてはかような深

い悩みを持つて遂にこのやうな形で提
案せざるを得なかつたという趣旨で、
併しその悩みは私は間違つてゐる悩
みじやないと思ひますから、その点も
よくお入れ願つて、よい方法があつた
らこれはこれに越したことがないとい
う趣旨で申し上げておるのであります
からして、その点は十分誤解のないや
うにお願いしたいと存じます。今の
一松先生のお話もいろいろ考へられま
すが、ただ私はつきり承ることができ
ませんでしたけれども、この規制処分
が迅速性を尊ぶといふことも、これは
十分御考慮に入れてお考え頂きたい
といふふうに考へるわけです。

○一松定吉君 迅速を尊ぶのは結構で
す。迅速を尊ぶのは、一時かりに効力
が発生している。効力の発生に条件を
つけている。裁判所の判決がきまつた
ら、その条件が脱止されたいといふや
うな、一時効力を発生したいといふ政
府の意思は満足できる。法律の運用に
ついては、如何にも。お互いが立法者な
らば、さういふふうには考へて頂け
ば、よろしいではないかと考へます。
行政の処分に対して条件をつける。裁
判があるまで効力が発生する。裁判があ
つた時分に、その行政処分が悪かつた
ならば、効力は消滅する、さういふこ
とにすればよろしいわけです。それは
どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) それを裏返
しにしますと、この訴訟でいろいろ取
消しになりますといふことになれば、
この規制処分は駄目になるのですか
ら。

○一松定吉君 それは駄目になつてし
まう。その行政処分が間違つておるな

らば、それを是正するために裁判所があるのだ、裁判所の意思表示によつて是正されるのだから間違つておつたということは、いわゆる伊藤君の言う最高裁判所の判決に任せなければいけません。それが国家の最高の意思なんだから、それを撤回されると行政処置が面目を失ふとか何とかということになればよくないことで、やはり国家が最高裁判所にこれが正しいということ、意思表示をしたら、それは行政処分というものは任せなければならぬ。

○伊藤修君 今佐藤さんが吉田君の質問に対してお答えになった、いわゆる刑事、民事のうちにおいてもそういうことはあり得るのじやないかということ。これは民事の再審に関する規定に於いても明らかに附一するように努められておるのです。第四百二十条の八号において「判決ノ基礎ト為リタル民事若ハ刑事ノ判決其ノ他ノ裁判又ハ行政処分後ノ裁判又ハ行政処分ニ依リテ変更セラレタルトキ」とはつきり云つておるのです。又その他の事由の場合も想定して掲げている。例えば四号において「裁判ニ関与シタル裁判官が事件ニ付職務ニ関スル罪ヲ犯シタルトキ」これもそういう趣旨が含まれるでしよう。又第五号の「刑事上罰スヘキ他人ノ行為ニ因リ自由ヲ為スニ至リタルトキ」又ハ判決ニ影響ヲ及ボスヘキ攻撃若ハ防禦ノ方法ヲ提出スルコトヲ妨ケララルレタルトキ」こういう。又第六条の場合でも、第七条の場合でもさうです。これは附一するために努める趣旨からこれを掲げられていることは明らかです。刑訴のほうにおきまして、刑訴の第四百三十五条の第四号に「原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により

変更されたとき。」この趣旨はやはり判決の統一を図るべく努めていることと見て、西訴訟手続法において常にこれを企図していることは十分窺えるのです。これは最善を尽している、現在の我々

の考え方の最善を尽しているわけですから。して見ますれば本法においてもそうした手当に努むべきだという考え方は私は当然ではないか。単なる一業者に対する行政処分じやない、全国民がひとしくこの処分を受ける立場に置かれるのですから、して見ますれば一般法規としては当然さうな考慮の下になさるべきである。先ほどあなたがちよつと一松さんの質疑応答の際におつしやつたように、行政処置が取消されては困る、自分のやつたことが取消されては困るという便宜だけで、国民に迷惑を甘受させるという独裁的な頭があるあなたに潜んでいるとすれば歎かしくなると思う。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○政府委員（佐藤達夫君） まさか本当のお気持ちをお述べになつたとは思ひませんけれども、先ほど来申しますように、何もそういうような考え方から固執しているのではございません。その中の一点は御了承願いますが、ただお尋ねの点については、一応説明員がおりますから、よろしくございますか、真田説明員からただ説明だけをいたさせていただきます。

○伊藤修君　もう一つ附加えておきます。これは刑訴の四百三十五条の第五号に「特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。」こう明らかにこれ

は行政審判に刑事手続の矛盾を齎（もたら）させる法律的狙いがこにも現われているのです。そういうことに我々が考へ及ぶ場合においては、常にそういうことには考慮されているはずです。

○説明員（真田秀夫君）委員長のお許しを得まして私から御説明申し上げます。

只今の刑事裁判と民事裁判との食い違いを是正する方法が講ぜられているのと伊藤委員おつしやいましたが、誠にその通りでございまして、いろいろ民事訴訟法の再審の理由とか、刑事訴訟法の再審の理由においてその規定が目受けられるのでございますが、先ほどお述べになりました民事訴訟法の再審の事由の中に「判決ノ基礎ト為リタル民事若ハ刑事ノ判決其ノ他ノ裁判又ハ行政処分カ後ノ裁判又ハ行政処分ニ依リテ変更セラレタルトキ」と、これだけでございますが、例えば私がここに

で想定いたしますのに、例えば刑事事件におきまして横領なり誣告事件があつたといいたします。それはつまり人を騙して金を借りたというので、横領事件があつたといまして、そうしてその貸借を理由といまして貸金の返還請求の民事訴訟が起つたといまして、民事訴訟においてまさしく貸した事実があるというので原告に勝訴の判決が確定いたしましたして、その後に

刑事事件のほうで借りたというほう、被告人に対する詐欺の被告事件において、そういう貸借の事実が認められなない、こういう事実の認定の下において無罪の判決になった、そういう場合にはこの民事訴訟法の四百二十条の再審の事由には当たらないように解釈される。

のでございます、と申しますのはこのことにおいて判決の基礎となつた裁判子の他の行政処分とございまして、今の設例で申上げました場合の刑事判決で無罪となつたものは、それは民事判決の基礎となつた裁判ではございませんので事実認定権をそれ／＼の機関に与えております場合に、その事実認定が違つた結果になつたという場合のことを想定して申上げたのでございます。その点ちよつと御説明申上げて置きます。

○伊藤修君 何のために説明されたか知らんけれども、これは一つ一つの事案についてですよ、再審の事由になるかならんかという、今ここで、法廷にやないですよ、あなたの説明は何のためにされたかわしには意味がわからんが、私の質問している趣旨は先ほど佐藤さんが民事手続と刑事手続に對しても二途に出る場合があるじやないかかと、こうおつしやつたから、それは違

つてゐるのだ、訴訟手続によつてその精神も帰一させるべくあらゆる努力を払つてゐるという趣旨を言つてゐるのです。一つ一つ完全無欠にすべて歸一できるとは考えていませんよ。

○吉田法晴君　その今のお話に関連してですが、それは違う場合があるかも知れませんが、実際問題としては、その幅一させようという努力、或いはこれは當然裁判官がいつもやつておられる、

或いは国全体としてやつておられるでしよう。そういう事実があるから違つてもいいのだ、或いは法律として違はるべきだと、こゝいう議論には恐らくなるまいと思うのです。今の議論はそういう意味においてこれは意味がなかいと思うのですが、基本的に行政権の

判断、これをとにかく固執しようというところ、問題があるのです。刑事裁判と或いは行政処分とが違つてよろしいのだというお話になりますと、先般来のこの参議院のあれは細川氏でしたか、の事件を思い出すが、そういうことを今後ともにかく当然のこととしてやつて行こうと、こういうお話になると思ふのです。そこで調整の方法として一松委員の言われるように或いは行政処分ならば行政処分の効力をあとの裁判の結果に待つと、こういう

ことに佐藤さんは聞いておられなかつたか知りませんが、蒲川先生が公聴会の場合に言われました。そういうことを考えられるならば別でありますけれども、飽くまで行政処分の独自性、これを認めて参りますならば私はまあ行政ファクシヨト言うか、そういう方向がでて参ると思うのです。どうしてもその点は認めることができんし、それかから新憲法の精神に反すると思うのであ

ります。具體的なこの解決方法について御意見があるならば一つ承りたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど来たたびたび繰返しますように決して固執する意味で申上げておるのじやないので、むしろいろいろなことを申上げることによつて我々の悩みが如何に深かつたかということを認識して頂きたいという氣持が或いは表に出過ぎましてそ

の固執するような形になつたかも知れない。ま
せん。それは大変遺憾に存じます。先ほど来申
上げますようににもとよりその間の、常識的に
見てもこれは不合理だとおつしやいますが、確
かにそれはおつしやることはわかることであり
ます。すからして、いい解決方法があればそ

れに越したことはないという気持は十分持つておるわけであります。

○委員長(小野義夫君) どうですかこの程度で、つまりこれは大體立法論と解釈論の違いだと私は了解しておるのだが、まだありますか。

○一松定吉君 これは私の言うのはこういう矛盾したことがあるのかいかなと云うのです。前提があるのですよ、行政処分をやつたことと司法処分をやつたことが国家の意思が二つになることはいかん、二つあり得ることは私は肯定したのであります。さつきこの二つになるのがいかんからこれを今伊藤委員の言うようにとにかく国家の意思を一つに調整するやうな制度を設けにやいかんじやないかというのが我々の主張なんです。それをあなたが行政処置のやはり決定が、裁判公判上矛盾して対立することはよろしいというその根本の精神がいかなのだ我々から言へば、だからそれは一つにまとめて、一つにまとめることについては、而もこれは認めるが……、一つの法令の中にこれはすぐできることなんです。だからこれを一つ一つの法令の中に今私の言うたやうな話で条件付きに行政処置の効力を停止して置くか、効力を発生せしめて置いて、そして司法裁判で今度発生した効力を司法裁判が行政の決定を否認した時分には仮に効力が発生しておつたやつをやめさせることにすれば国家の意思は調整できるのじやありませんか、そういうようにしなければいかんではありませんかと、こういうのです。それができんということになる、国家の矛盾した意思が二つ対立することはよろしいのだということになると、それはいかんのです。それを

一つお考えになつてはどうですかと、こういうことであつて、今あなたの政府委員の説明になりました民訴の再審のなんだね、四百二十条の八の場合もそうですよ。八の場合も、こういうことがあつた場合に再審ができる、再審して一つに結果をまとめようということがあるじやありませんか。二つ対立せしめるというか、対立しておつてはいけなから四百二十条によつて、そういうときには再審によつて結論を一つにしようという趣旨なんです。我々の主張も、それですからして、そういう意味にお考えを願わなければいかんと、私はこう思う。やつぱりどうしても行政措置と司法措置を対立せしめなければならんという有力な根拠があり、それが国家のために利益であるということがあつたらそれを一つお示し頂きたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 国のために利益とか何とかさういふところから申上げることはこれはございせん。これははつきり申上げておきます。

○一松定吉君 法律は我々国民の福利を増進するために必要な法律です。社会の秩序を維持するための法律です。それが二つ対立しておるというやうなことはよくないのだから、それを一つにまとめるということが我々国民生活にとつて最も必要なことであつて、立法者は常にそこに頭をおかなければならぬ。ですからして対立することゝが悪いというなら然らば対立させないやうに国家の意思を調整しよう、調整するについてはどうしたらいいかというところについてお互いが意見を交換しておるのですから、そういう意味において答えて頂かなければなりません。

○政府委員(佐藤達夫君) その趣旨でお答え申上げておるつもりであります。

○伊藤修君 今一松さんの御質問に對しまして、特段の理由はないのだといふことになりますれば、政府のほうに對してこれを維持するところの特段の理由がなければ、国民のほうに對して重大な理由があるはずで、というのは先に吉田さんが指摘されましたごとく、一例は細川君の場合のごとく、いわゆる事案の根柢となつた原因は除去されて、追放だけはそのまま有効に成立しておる場合もあり得るのです。又今後におきましても、例えば私が演説した場合において、その演説が過激に互つた、それが数度に互ひますれば、特審局、いわゆる今度の公安調査庁にまで報告が参ります。たび重なりますれば、どうも伊藤は破壊活動を意図しておるのだらう。こういう認定の下に調査され、そして審理される、その資料報告書をまとめてそして委員会に持込まれる。委員会はその書面の範囲内において、資料の範囲内において決定をなされる。容易に私は破壊活動者として認定される。そして私は議員たるの職を失う。又社会的な地位を失う。生活的な根柢を失う。その後裁判によつて私が無罪になつた場合において、もう取戻しが何もしないじやないですか。して見ますれば、こういうことを想定いたしますれば、いわゆる公安調査庁の意思如何によつて、かの政治家は捕えて以て失脚せしめようと意圖しますれば容易になし得る。この途をここに開いていふと言つても過言じやありません。その結果国民に及ぼすところの大きな基本人権の

制約というものに對しまして、その害と、国家がこの治安を維持するところの必要性と比べまして雲泥の相違です。その意味からいたしまして、これに對するところの適切な、一せしめるところの法的措置を必要とするといふことを申上げておるのです。

○政府委員(佐藤達夫君) よく了解いたしておりますので、さういふ角度からの何か改善案というものがございませうれば、非常に結構であらうと思ひます。

○伊藤修君 そり出れば結構でございませう。

○羽仁五郎君 今の問題についての政府の最終的な態度は、今意見長官が明らかにされましたから、この問題について何うのじやない。併し意見長官の今の問題についての御答弁の間に、さういふやうなお考えがあるのじやないかという疑いがあるのだ、二、三の点について伺つて頂きたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) ちよつと今質問順序が伊藤君の入項目についての順序でやつておりますから、そのほかに関連質問が出るのじやないかと思ひますから、問題は今の点だけであつて廻して頂きたいと思ひます。今の問題は行政権と司法権との衝突じやないでしよう。

○羽仁五郎君 その問題に関連するのです。結論は出てゐるのだから、その点においては私満足してもいいのです。併し今後同じやうな答弁を繰返されて行くとそのたびにしなければならんとするのだ、伺つておきたい。簡単に伺うのでございませうが、今の御答弁の間に起つた第一の疑問は、こういう

やうな法律が政府提出の法律案で出て来るということについての御反省を常に念頭に置いて頂きたいと思ふのです。それは言うまでもなく、これはまあ一種の刑罰的な規定を含んだ法律ですが、マダナカルタ以後今申上げるごとく、つまり国民が行政権によつて不当な制限を受けた場合には、必ずそれが救われるという保障がなければならぬという原則は、たとえあなたが政府を代表しておられても無視できることじやないと思ふのです。それがさつき、理窟を言うならばあつてふうになるというやうな御答弁のところ、あなたが政府を代表しておられるためにさういふことをおつしやるのじやないかと思ふのですが、今後その点についていやくも国民が不当な処置を受けたことについて救済の方法がこの中になくていいのだ、或いはないのは止むを得ないのだというやうなお考えでそのお答えを頂くといふことは非常に困ると思ふのです。それから第二は、この特別法について、この前刑訴特別法の場合にも御意見を伺つたのですが、特別法を作る場合にですね、そのやはり行政的な考え方、立法的な考え方とがどうか混同しておられないやうにして頂きたい。それでやはり立法である以上は、あなたが政府を代表しておられようと、それが立法に關する意見である以上はその特別法において生じて来る、つまり臨時に起つて来るやうな事件についての人権が擁護されるということが常に念頭になければならぬと私は思ふ。従つてその特別法の中で、一般法において措置されてゐないものはそれでいいという考へて行くべきでは當然ないと思ふ。わ

わざわざこうして特別法を出して来る以上は、一般法において、例えはさつき御説明になつたような抜け道があるのは、一般法でもそうなんだからこれでもいいのだという考えでは私はいかない。この特別法の中でそうした抜け道が、行政権力の人権に対する不当な圧迫といふものの抜け道ができるような、そういうものを特別法の中でもやつて行くといふことは私は許されなかつた。特別法の中でその措置はちやんとやつて行くべきだ。やがてそれは一般法の中にも入つて行く。今の伊藤委員の問題にされておる点ばかりではない。今後におきまして同じ問題がたびたび出て来ますよ。併しその場合にも今のような御答弁じやないような御答弁を頂戴したいと思ふ。それから第三の問題は、あなたは基本的人権といふものが一様に制限される、公共の福祉によつて制限されるというお考えの上に立つておられる。これはあなたの学問的な良心といふものにどのくらい基礎しておるかといふことは別として、併しあなたといへども基本的人権といふものと二種あるという学説があることは御承知であらうと思ひます。その点については異論の余地がないといふことはまさかあなたは御承知ないとは言えないだらうと思ふ。そうすれば少くともその点について虚心坦懐に基本的人権の中に絶対に制限されないといふように考へられておるものもあるといふことはお認めになつて頂くほうがいいと思ふ。従つてそうした学説によつては絶対に制限されることのできないといふような解釈もあり得るところの基本的権利に対する制限と

いふものと、それからいわゆる制度上の権利、移転の自由であるとか、職業の自由であるとか、そういうものと同時に考へて今後答弁なさるといふことはどうかやめて頂きたい。これは今伊藤委員の言われたような風俗営業その他の場合を例に引かれて。それから、これはこの場合だけではありませんが、ほかの場合、団体の解散といふものについてややもすれば政府は、株式会社なり法人なりの場合を引かれる、或いはいわゆるブライオル・レストレイント、予防的な措置といふものに、ややもすれば少年法であるとか精神衛生法であるとかいふものを引かれる。その場合一々これを政府に質すのは煩に堪えないんですから、どうかその点についてそうした意味の答弁をあなたが繰返されるなら避けて頂きたい。つまり基本的権利にあなたは一様にかないとお考えかも知れませんが、併し有力な学説としては二種ある。その制限されたいほうの制限ですね、これについて或いはつまり制限される権利と同じような措置でいいんだという、これは実際上の措置になりますから、その点についてははつきり分けてお答えを頂いておきたいと思ふ。それから第四は、行政上の速度を尊ぶといふことは勿論です。併しなから速度が絶対でないことは、あなたも言うまでもなく御承知だらうと思ふ。それでその速度はどの程度まで許されるかといふ限界がありますね。従つてどうかあなたは、そのいわゆる単なる行政上の立場、或いは政治上の立場といふものから、行政上の処置には速度が必要だといふことだけいいといふふ

うな御答弁ではなくお答えを頂いて見たい。それから第五には、問題はこの法は納得されることにやはりあるのです。納得されないものがあれば、法の期待した効果は上らないんです。だから納得されるかどうかといふことを断えず念頭に置いて答えて頂きたい。それから第六には、この法は暴力を防ぐとする目的を持つておれば、暴力に代るものまでできるだけ制限すべきでないことは言うまでもない。これは我々は歴史の発展によつて暴力に代るいろ／＼のものを作つて来たんです。その一つの重要なものには、団結権といふものがあり、或いは争議権といふものがある。そういうものを制限して行けば、これは論理上当然もつと原始的な暴力といふものが出て来るということがある。その意味でさつき制限されたい、絶対に制限できないと言われている基本的権利といふものがそれらに属するのですから、だからこの法律が本当に暴力を防止しようと思ふならば、暴力に代つて発達して来ているところの近代的権利といふものの制限について、極度の慎重な態度をとらなければならぬ。その点についての御考慮が今の御答弁の中にも十分現われていなかったように思ふので、お願いしておきたいと思ふ。最後にこれだけは伺つておきたいのですが、これは第七に伺つておきたいのは、今伊藤委員からも吉田委員からも御発言がありました前参議院議員細川嘉六君についての処置について、これは国民が納得するような措置であるといふようにお考えになるのか、それとも若しそこに少しでも納得ができない

いものがあるというならば、その責任はどういうふうにおとりになつたのか、その点について伺つておきたい。最後の点は私が繰返して今までの質疑の間に言つておりましたように、いわゆるバーマネット・ピウロクラット、常備の政府の官吏といふものは、政治上の責任を負ふことができないのに、政治上の処置をとらなければならぬといふところの矛盾から来ている大きな問題です。ですから最後の点についてどういふ責任をおとりになつたのか、又はおとりにならうとしておるのか、又はとるべきだとお考えになつておるのか、お答え願ひたいと思ひます。○政府委員(佐藤達夫君) 大部分は私にとつて非常にありがたいお言葉であると思ひます。最初にお述べになりましたようなことにつきましても、先ほど来御質疑に対して私どものお答えしておりましたところも、むしろ行政的な考え方というよりも、純粹な法律の考え方方を率直に申上げたのであつたと私は考へております。包まず隠さず現行の制度がどうなつておるといふことを申上げて、お叱りを受けることは当然覚悟の上でということでは申上げたので、御了承願ひたいと思ひます。基本的人権についてのお考えも、十分私それについてお答えする機会がございませんでしたから、或いは又この場所におきまして長い時間は許されなかつたと思ひますが、簡単に御答へ申上げますが、私もこの基本的人権の中に居住、移転、職業選択といふような条文と、それ以外のもの、これは現実的に言えばそう申上げたほうが

便利である、その間に私は違ひがはつきりあると思つております。従つて今のお言葉を以てしますならば、この絶対的に制限されないといふことは、私ども現実の立場に立つておる者としては申しにくいのでありますけれども、今のお言葉にありました制限しがたいものといふ意味においては、全く同感でございます。今現実的にお申したものは御承知のように言論等の関係におきましても、すでに最高裁判所の判例もございまして、又立法等におきましても、公職選挙法なんかにおいて或る種の言論の制限とか、表現の自由の制限といふものもなされておりますから、そういう現実から、私は現実的に立つて仕事をやるわけでありまして、私どももいたしましては絶対に制限できないものといふようにはどうも申上げられない。制限しがたいものといふふうに御了承願ひたいと思ひます。それからその他の点において、例えば速度を導ぶけれども、それが絶対でないといふこと、それはもう当然のことでありまして、あらゆる場面との調和、殊に公共の福祉等の基本的人権等の調和においてそれは律せられなければならないことは、おつしやる通りに存じております。それからすべて法律とは納得されるところにあるといふことは、これはもう民主主義の原則そのものが私はさようであるべきであると考へますから、これもお話の通りと存じます。その他暴力に代るものの制限といふようなことも、これも御推測通り、そういうことも考へております。なお最後の点は、ちよつと私法律の關係の立場の者がお答えすべきもので

はないと思いますので、私はお答えを差控えたいと思います。

○羽仁五郎君 なたがお答え下さるのですか。

○政府委員(吉河光貞君) これは私どもの所管ではございませんので、事務的には総理庁がお取扱いになつたこととであります。

○伊藤修君 総理庁の誰が責任です、総理大臣が……。

○政府委員(吉河光貞君) さようであります。

○伊藤修君 総理大臣の出席を求めよう。

○羽仁五郎君 総理大臣の出席を求めます。今の点はこの法律案全体に関係して非常に重大な問題であります。私がバーネット・ビウクラットというものを申上げると、すぐお笑いになるけれども、アメリカのFBIの問題についても非常に重大になつていゝ点、この政治上の責任をとることのできないいわゆる常勤の公務員、これが政治上の問題についての処置をとることができないのかどうかという点とは非常に重大な問題で、従つてこれはこの法律案についてのその問題は、我々が解釈して行く上に、最近に起りました事件として、その問題についてはどういふふうな処理され、そうしてどういふふうな考えられているのかという点についてのつきりした知識が審議上必要であると考えますので、どうかそのことをお答えになり得る資格のあるかたが、ここへおいで下すつて、お答え願ひたいと思います。今のお答えでは、総理大臣ということでありまして、至急総理大臣の御出席を願つて、この点についてお答えを頂き

たいと思います。言うまでもなく伊藤委員からしばしばおつしやるように国民の多数の投票によつて当選せられた国会議員が、明らかならざる理由によつてその職を失ふということが今後もあるならば、或いはすでに行われたことについても明らかにされないままで行くならば、国民は投票権の行使についての誠意を失ひますので、即ち破壊活動によるよりかはならないだろうというところになつて来る。我々の投票によつて我々の政治上の理想と高いものを現出できるのだという希望を高めるのか低めるのか、その点について重大な問題でありますから、是非総理大臣の出席を求めてお答えを頂いておきたい。折角投票した者が忽ち追放されるというところで、どうして投票についての熱意を持つことができるとお考えになるか。

○委員長(小野義夫君) 細川君の問題は、この前僕も聞いたんだけど、保留しておいて次の問題に一つ入りたいと思います。

○玉置實君 只今の伊藤委員、一松委員から御質疑になりました同一事案に對して行政処分と司法処分の食い違いがあり得るから、あらかじめこれに對する行政的の措置を講ずる必要があるではないかということについて意見長官から苦しい御答弁があつたわけでありまして、この問題について考えて見ますと、いやくも団体の活動として暴力主義的破壊活動をやり、而もこれに對して規制を加えるという場合に於いては、その破壊活動が継続又は反覆して行われる危険性の多い場合でもございまして、たつた一つの事案が取上げられ団体の規制処分が行われ

るといふことは先ずないと考えるのであります。ただ一回の暴力主義的破壊活動におきましても、例えば甲の警察署が襲撃され、乙の警察署が襲撃され、丙の税務署も破壊された、或いは丁の地点において殺人行為があつた。こういうふうな同時に多数の犯罪行為が発生する場合が多いと思ふのであります。殊に継続反覆云々の条件もありまして、非常にそういう事案が多くて、従つて検査者の数も相当数に上るといふことがこれは通例であろうと考えるのであります。従ひまして多数検査者の中には或いは一部裁判の結果無罪になる者も出て来ることもありまして、けれども、その全部が無罪になつてしまふということとは先ずあり得ないことじやないかと考えるのであります。従ひまして全部の容疑者について司法処分の結果を待つまでもその団体の規制処分も停止して置かねばならぬということになりますと、その間に置きましてその団体の暴力主義的危険性が相当進行する虞れもあり得ると考えるのであります。たとへば調査の必要を認められた場合に置きましてもかような点は十分に考慮しなければならぬと、かように考えるのであります。意見長官といたしましてはどのようなにお考えになりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど一松先生にお答えしたところとも共通することとございまして、一松先生の御了承を願つた点もあつたと存じます。さうな考え方も一つの基準として取入れられてお考え頂きたいと事柄であると考へます。

○委員長(小野義夫君) 次の問題を意見長官、第二点。

○政府委員(佐藤達夫君) 次は一事不

再理の原則と規制処分の関係というう

な点にお尋ねでありました。これについては実は伊藤先生のお尋ねは私限られておつたように拝承いたしました。たが、他の委員からも更に広い範囲のお尋ねもございまして、併せて申上げます。また御批判をお願いいたします。

この法案におきましての審理手続でございまして、これは先に触れたこととございまして、普通に一般の行政官庁がやつております処分よりも法的な手続というところは申すまでもございませぬ。ただ一方から見まして再審査略といふこともやつておりませんし、訴訟の前身といふような性格は持つておりません。それから又訴訟のような三者合同の手続を採つておられるわけでもありませんので、この本案における処分は確定力と申しますか、まあ訴訟式に言へば既判力と申しますか、確定力がどこにあるか。どういふ形のものであるかといふことを考えます。ついでには、今の二つの面から照らしまして大体この中間的なものだろうと私は、私と言ひますか、我々は思ふのであります。でありますから、場合を一応ならべて見ますといふことは、勝手な取消変更ができないといふことは、これは一般行政処分についても同様なことと、申すまでもないこととあります。が、手続の際に瑕疵がある或いは又処分が行われた後における事情の変更によつて、そのままその処分を継続するといふことは公益上の必要もなし、或いは又規制上にも変化を与えない、ただこの不利益を受けたほうの側の関係

で、それを取消することが有利である、或いは有利に変更するといふような場合におきましては、これは私は許される、可能であるといふふうに申さなければならぬと思ひます。それからその他の場合に、即ち相手方に対する利益に事を変更するといふ、今申しました以外の一一般の關係におきましては、変更撤回等は簡単にはできませんが、伊藤先生の例に出されました破壊活動を行つたといふ事実について、仮に相手方の出した重要な証拠、それによつて事実なしといふ決定を導いたといふようなものにつきますと、これが全然虚偽であつたといふような非常に重大な事実が発見されたといふようなことがあれば、これはその点につきまして更にヒヤリングと申しますか、初めから捜査手続をやつて、そして一旦棄却されたものを再び請求するといふことは、これは可能でありましようけれども、それ以外の場合においても一旦なされた処分は取消変更といふものは、これはできないといふふうにお考えおるといふことを一応申上げます。

○伊藤修君 今の御説明だと、みづからなされた処分に対するところの変更する権限ありや否やといふ点が主として御説明になつたのですが、私はそうでなくして、私の質問している重点はいわゆる既判力、まあ訴訟法で言へば既判力、この場合において手続ではあります。が、既判力的なものがあるのかどうかといふ点なんでありまして。要するに一度その事案についてなした決定をしまつたといふ場合においては、それを再びとつて以後の機会に又同一事案を審理できるかどうか、調査官は調査することはあるでしうけれど

も、それを次の段階に審理官の手に渡すということがある得るかどうか。いわゆる又委員会にそれを持出すことができるか、一事不再理の原則がこの場合にも採用されるのかどうか。こういうことを伺いたうわけでありませう。

お話ししましたように、当事者に有利のための変更というような場合は許されずと私申し上げたのです。そういう意味でその柔軟性があるということでありませう。

○政府委員(佐藤達夫君) この一事不再理の原則は採用されておるやうに伺えるのですが、一事不再理の原則をも採用するのかがどうかという点を主として伺つたのであります。

○政府委員(吉河光貞君) 伊藤先生の御質問は或る団体は過去において或る暴力主義的破壊活動を行つたという事実を一つの原因として、公安調査庁から公安審査委員会に規制の請求をした場合に、委員会が審理をして、その結果どういふ事実がないという認定の下に棄却された、そのときに又公安調査庁のほうでその事実を蒸し返して、原因といたしまして委員会に持込めるかという御質問でありました。この点につきましては公安調査庁としては持込めざるべきものではない、持込めないと解釈するのが条理上当然であらうと考えております。

○伊藤修君 どうもそれはちよつと佐藤さんの御答弁とは伺えないのであります。中間では分り兼ねるのであります。どつちへつのかさつぱり分らない。私は率直にお尋ねしてゐるのであります。一事不再理の原則を適用するかどうか、これだけでいいのです。その原則を守るのだ、準司法的処分だから守るんだとおつしやつて頂けば何をか言わんやです。

○伊藤修君 そうすると、吉川君の今の御答弁によりますと、少くとも公安審査委員会の決定がなされた後においては一事不再理の原則は適用する、こゝろ伺つてよろしいのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) それは一事不再理の原則はあります。併し先ほどお話ししましたように、当事者に有利のための変更というような場合は許されずと私申し上げたのです。そういう意味でその柔軟性があるということでありませう。

○政府委員(吉河光貞君) もう一つだけちよつと……。ただ委員会が制限的な規制処分をした、で六カ月なら六カ月或る種の活動を禁止した。ところがその団体は再び又将来も継続、反覆するやうな……。○伊藤修君 別の事実が加われば問題ないですよ、それは。○政府委員(佐藤達夫君) 厳格なこの一事不再理の基本原則は、例えば成立に瑕疵もなく、事後の事情の変化も何にもないという下においてそれを変更することは許されないというのが原則であります。

○伊藤修君 そうすると委員会の場合はそれで問題は解決したと、こゝろ私了承いたしますが、いわゆる一事不再理の原則は適用するのだと、こゝろいふやうに了承いたしますが、よろしいですね。

○政府委員(佐藤達夫君) 私の申しましたやうな意味の原則が根柢になつておるといふ意味で御了承願ひたいと思ひます。

○伊藤修君 そういふあなたの逃げるやうな言葉では国家、国民としては非常に迷惑するんですよ。だから同一事実に対するところの決定に對しましては再びそれを取上げないんだ、こゝろはつきりしたことをお伺ひしてゐるのです。

○政府委員(佐藤達夫君) その通りでございます。

○伊藤修君 それから次に同一問題で、同じ問題で審理官の手においてこれは取上げないという決定をなされた場合にはどうなるか。第一段階です、最後まで行つた場合にやないのです。本法によつて審理官の手においてこの事実がならないという決定がなされて、暗がりの中に放り込まれてしまつたといふやうな場合においてはどうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私に申し上げます内部手続と申しますのは規制処分の決定される最後の段階といふものは申すまでもなく委員会における決定でございますからして、その事前手続でございます。いまして、国家意思と申しますか、さういふものの決定の手前の段階であるといふ趣旨でございます。

○伊藤修君 そういふ趣旨でございます。

○伊藤修君 いわゆるこの審理官の手続といふものは、検査庁と予審とを兼ね合はしたやうなものである。調査官が検査官といたしますれば審理官は予審判事である。さうしてなされたところの内部的決定といふものに對しまして拘束されないのですか。いわゆるこれは不起訴にするという検査庁の決定があつた場合において、それは後日又その人間を取上げて同一事案について起訴するといふことがあり得るのですか、どうですか。その意味におけるところの一事不再理を聞いてゐるので

○政府委員(佐藤達夫君) 起訴の場合と私は理窟は同じであらうと思ひます。不起訴といふことによつて今後その事件について起訴ができないかどうかという問題は理論上はできるかどうかならうに考へております。

○伊藤修君 それは法律上はできません。法律上はできませんけれども、いわゆる検査庁においても一旦不起訴と決定したものを取上げて再び同一事案について手続を開始するといふことはあり得ないことです。即ち検査庁においても一事不再理の理念といふものはこれは守つておるのが現状ですよ。この場合においてはさういふ精神を体して審理官手続といふものがなされるのか、こゝろいふことを聞いてゐるので

○政府委員(佐藤達夫君) 関係者に對して不当の迷惑をかけることが避くべきことであることは当然であるわけでありませう。今の起訴の場合につきましても今のやうな運用上の原理はおつしやる通りの原理で働いておると思ひます。従ひましてこの場合におきましても実際の運用におきましてはさういふことにならうと考へております。

○伊藤修君 そういふことにならうじやいかにです。さういふ精神を以てこの審理官手続といふものを運営するかどうかといふことを聞いてゐるので

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。起訴猶予事件、これは不起訴の一つでございます。

○伊藤修君 猶予の場合ではない、不起訴です。

○政府委員(吉河光貞君) 起訴猶予は不起訴処分になるのです。

○伊藤修君 起訴猶予と不起訴とは違

います。起訴猶予は、事実はあるけれども諸般の事情によつて起訴を見合せようというのです。不起訴の場合には犯罪が成立しないと一応認めたとから不起訴にするのは起訴猶予の場合でなくして、それは又あとに反覆して行つた場合において、前に伏せてあつたものを生かして来るというものはこれは一応考えられます。又当然なされなくちやならないと思います。それは私は是認いたします。おやり下さい。結構なことです。部内において審理官という制度が設けてあるのだから、その審理官制度によつて慎重に審理されて、これは罪はないのだと、こう決定した場合においてはそれが再び後日何らかの感情のもつれか何かで以て取上げて来て、それを生かして又起訴するということがあり得るかどうか、いわゆるこの調査制度、審理制度の中においても一事不再理の精神というものは堅持されるかどうかということを知りたいので

○政府委員(岡原昌男君) 検察庁内部

におきますいわゆる不起訴の再起訴の問題が問題になりましたので、一応実情だけ申上げて置きますが、検察庁におきましては事件を調べました上でその犯罪の疑義ありと思料し、起訴に値しない案件につきましては起訴猶予或いは微罪等の処分いたします。それ

からなお犯罪が嫌疑が認められない、証拠不十分であるという場合には、証拠不十分或いは嫌疑なしというふうな決定処分いたします。それらをすべて不起訴と申しております。従いまし

論争がございましたが、一応の取扱い

いたしましたしは起訴猶予、微罪、嫌疑なし、そのほか中止その他もございまして、一切不起訴ということにいたしました。ただ伊藤先生のおつしやる不起訴、つまり嫌疑なしで事件を落した場合は再起訴の問題はないかというふうな点でございまして、これも稀にはあるものでございまして、現に檢察審査会制度というものがございまして、檢察庁において嫌疑なしと

○政府委員(吉河光貞君) 伊藤先生に

お答えいたしますが、一度審理を開始いたしましたし、審理手続を終りました、これを請求しない、規制処分を請求しないというふうな場合につきましては、この十八条で当該団体にこれを通知する、この審理手続によつて得た結果については、規制をしないという通知をする、そういう建前になつておるのであります。従いましてはほど重大な事情の変更がそのあとに生じない限りは、それを再び蒸返すようなことはこれはしないということになつております。

○伊藤修君 不起訴処分の中の内容

は、岡原君の御説明の通りであります。その不起訴処分の中、私は犯罪事実なしという部類の点をお伺いして、本法の場合においては、今御指摘になりました十八条によつて、審

理官の決定というものを当事者に通告

することになつておるのです。だから通告をなされたあとにおいて、同一事案について再びするかどうかということになるわけですが、私の質問は……ところが吉河君の御答弁によりますと、よほど重大な事項のない限りは変更しない、こういう御答弁ですが、その重大な事項というものはあなたたちの認定なんですから、そうすると結局一事不再理の原則が適用されずに、蒸返してするということになつてしま

○委員(小野義夫君) ちよつと速記

をためて……

○委員(小野義夫君) ちよつと速記

きましては、改めて手続をやり直すという建前でございませう。

○伊藤修君 あなたの言うのはどうも

手続観念をおわかりにならないのです。改めてやり直すという感じがしないのだ。それを聞いています。改めてやり直すことができないというなら一事不再理の……

○政府委員(岡之君) お答えいたしま

す。これは前のお答えを繰返すようなことになるかも知れませんが、私どももいたしましては、既判力、或いは一事不再理というように、これは裁判、主として裁判所の判決について考えられる、第一問題であると考えております。申すまでもなく裁判の判決においては、あのような慎重な手続に従つて国家の意見、裁判上の意見として、それに対しての一事不再理であるとか、或いは既判力というやうな問題が出て来るわけでございます。そこで特に今の審理官の点でございますが、法律上としましては、一事不再理の……裁判上によつて意味するやうな一事不再理という原則は働いていないというふうなことは考へていないわけでありませう。併しこの運用の問題といたしましては、すでに十八条によつて相手方は通知しておりますからして、全く同じことを再び蒸返すこと、同様な理由で、同じことを蒸返すというものは勿論運用としてはいたしません。併しそれが一事不再理という原則ではやらないのでありまして、運用上におきま

○委員(小野義夫君) 速記を始めて……

○政府委員(岡之君) お答えいたしま

す。これは前のお答えを繰返すようなことになるかも知れませんが、私どももいたしましては、既判力、或いは一事不再理というように、これは裁判、主として裁判所の判決について考えられる、第一問題であると考えております。申すまでもなく裁判の判決においては、あのような慎重な手続に従つて国家の意見、裁判上の意見として、それに対しての一事不再理であるとか、或いは既判力というやうな問題が出て来るわけでございます。そこで特に今の審理官の点でございますが、法律上としましては、一事不再理の……裁判上によつて意味するやうな一事不再理という原則は働いていないというふうなことは考へていないわけでありませう。併しこの運用の問題といたしましては、すでに十八条によつて相手方は通知しておりますからして、全く同じことを再び蒸返すこと、同様な理由で、同じことを蒸返すというものは勿論運用としてはいたしません。併しそれが一事不再理という原則ではやらないのでありまして、運用上におきま

○伊藤修君 あなたの言うのはどうも

手続観念をおわかりにならないのです。改めてやり直すという感じがしないのだ。それを聞いています。改めてやり直すことができないというなら一事不再理の……

してそういうことを蒸返すことは相手

方の迷惑になるからやらない、こういうふうな考へておられるわけでありませう。伊藤修君 あなたの言葉はみづから墓穴を掘りますよ。審理官手続は不十分なものだということを自分自身が述べていることになりませう。あなたたちの今日までの質疑応答の結果から見ま

すれば、慎重にやつて、いやくも誤まりはないのだと言つて、繰返し法務総裁も、あなたたちも強弁していらつしやるのじやないですか。然るに今の答弁によりまして、裁判手続はどのことは考へていないのだというこ

とは、安易に、手易く、心易くだね、こういう重大事項を規制するという手続が運ばれるというこは、あなたの御答弁からもう想像に難くないところ

です。さやうなことは、本法によるところの審理手続なんというのは我信用できがたいことになつちやうの

です。それからいま一つは訴訟法によるところの一事不再理の原則は、ここに適用を考へていない、手続が違ふのだ。勿論手続が違ふことは百も承知でお尋ねしているのです。そのした原則がこ

と思うのです。そういうことはやらな
いという言葉をおつしやつてゐる。然
らばその原則として一事不再理をこの
際においても堅持いたしますと、これ
であつていいのじやないでしょうか。
○政府委員(佐藤達夫君) 委員会まで
行つてきまつたあとのことは、これは
勿論問題外ということは当然でござい
ますが、その委員会まで辿りつかない
前の段階における問題といたしまして
は、純粹の理窟から申しますと、これ
は起訴の扱い方の段階における関係と
全く同一であると思ひます。従つて
起訴の場合にさような蒸返しというこ
とはみだりに行われておりませんとい
うことは、この場合においても当然さ
うなことは行われぬというふうに考
えるわけでありませう。

○伊藤修君 そうするとこの十八条の
決定に対しても、一事不再理の原
則を堅持する、こういうふうに向つて
よろしいのですか。
○政府委員(佐藤達夫君) それはそう
いう趣旨ではございせん。この今の
刑事訴訟の場合における起訴の場合と
同様でございまして、この十八
条の場合に、法理上全然更にそれ
を再びやるということは、これででき
ないという場合には、私は率直に申上
げてならないと思ひます。その点は起
訴の場合と同じであらうと考えており
ます。

○伊藤修君 いや、私の聞いておるの
は、これですというのじやない。こ
の決定ですよ。この決定がなされた後
においてこの決定を又蒸返すことがで
きるかどうかというのを聞いておる
のです。それを聞いておるのですよ。
十八条によつて、決定したときは速か

にこれは当該団体に通知しろと、こう
いうふうにしてその決定に盛り込まれた事項を
再び蒸返しすることができるとかどう
かというのを聞いておるのですよ。
○政府委員(吉河光貞君) 決定を取消
したり、蒸返しするようなことは完全
に同一事件についてはあり得ないと考
えております。

○伊藤修君 あり得ないではない、す
るかしらぬかというのを聞いておる
のです。あり得ないということじやな
い。
○政府委員(吉河光貞君) それはしな
い。建前になつておるのです。

○伊藤修君 建前じやないですよ。で
きない、こういうのかどうかという
ことを聞いておる。建前とか、そんな
訓示じやないです。心がまえじやない
ですよ。
○政府委員(関之君) これもお言葉を
返すようになつて恐縮であります。こ
が、要するに一事不再理というよう
な考え方はつていないのでありまし
て、法律上からいいたしますならば、
これは極論しますならば、一応事件も
取上げて再審査をして、そうして手続
を繰返してやることもできるといふこ
とになるわけでありませう。併しこれ
はさつとも申上げたように、同じよう
な事情の下であつて、新たな証拠が出ない、或
いは前に一応申上げたやうな、調べたこ
ろの証拠が偽造であつたやうなことがわ
からず、真正のものであるというやうな
ことになれば、そういうことはいたさ
ないと、こういうふうには私は法理上
さういふことに相成らうと考えておる
次第でございませう。これは検察庁の起訴
事件についても全く同じでありますし
て、裁判のやうな段階まで行きます

ばさういふやうなことも考えませ
う。一応規則の請求をするかどうか、証
拠の収集の段階におきましてはやはり
裁判所におけるがごとき一事不再理と
いふやうな原則は立たないのではない
か、立たないのが相当であるというふ
うに考えております。

○伊藤修君 今三人三様の御答弁で
す、結局。関君の御答弁は皆さんの御
答弁を覆してあります。そういうあ
り方はないと思ひます。〔研究不
十分だ〕と呼ぶ者あり。これは又本質
的に考えますれば、予審決定ですよ、
いいですよ、刑事手続で言へば、司法
手続で言へば予審決定ですよ。予審決
定をみずから取消すのですから、新たな
事実、その他の事情が存在する場合に
これは別です、これは同一事項につ
いてすでになされたみずからの決定を取
消して、若しくは取消さずして再び同
一事案の進行手続を開始するといふこ
とは、私は法理上としても反すると思
ひます。だからこの場合、決定をな
された以上はやはり一事不再理の原則
を適用すべきだといふ御説明があれ
ば、このあれには納得いたしますけれ
ども、若しさうでないといふなら、こ
こで縛らなくちやならないのですよ。
同一事案に對しては再びすること
ができませんといふ事項を入れないと、
これは我々としては是認することがで
きないのです。〔危なくてしようがな
い〕と呼ぶ者あり。そういうことにな
つてしまふのです。ですから私は
お伺ひしてゐるのです。

○政府委員(佐藤達夫君) 三人三様と
申されますけれども、結局この十八条
を中心として問題といたしましては、
この法理の上から、この法律案の

上からは一事不再理といふことは出て
参りませう。これは正直に申上げませ
う。
○伊藤修君 そうすると結局公安調査
庁におけるところの決定については一
事不再理の原則はとらない、こういう
ふうには伺えるわけですね。さつき吉河
君はさういふことを言つたのです。
今度は佐藤さんとはちやんと、さう断言
するのですか、悪くないですか。
○政府委員(吉河光貞君) 法律上の解
釈につきましても、只今意見長官のお
話になつた通りであります。併しいや
しくも公安調査庁でさういふ決定をし
た以上はそれは尊重されなければなら
ない。従ひましてよほど重大な事情が
新たに発生した場合でなければこれは
蒸返しするといふやうなことはさるべ
きものではないと、かように考えてお
ります。

○伊藤修君 そうすると原案に對する
ところの法理論としては採用されな
い。併し事務当局はその精神を飽くま
で体して行く。それはあなたがたのお
する間は体して行くが、いなくなると思
はなくなるから、法律ではつきり縛つ
ておかなければならぬと、私どもはそ
ういふふうに考えます。
○羽仁五郎君 ちよつと意見長官の御
意見を私は伺つておきたいのですが、
一事不再理といふことの法的に確立せ
られてゐるところの法的な意義でなく
て、さういふことの意味はどういうと
ころにあるとお考えですか。
○政府委員(佐藤達夫君) 一旦国の意
思としてきまつた事柄が何らの事情の
変化も或いは瑕疵もなしに変更される
ことはない、或いは覆えされることは
ないといふことであると思ひます。
○羽仁五郎君 さつき念のために六つ

の原則について特に意見長官の注意を
促しておいたのですが、一事不再理の
原則の意義はさういふところにある。
ありません。さうではなくてあなた
は実際に幸福に成長せられたからさう
いふやうなお答えができるのです。ど
ういふふうにして国民が苦しめられ
かといふことを念頭に置いて頂きた
い。要するにこの法の最高の使命は、
国民が不当に苦しめられるといふこ
を絶対に避けるやうに法律を作つて行
く、それよりほかに法律の使命はない
でしょう。一事不再理の僕は法理上の
ことは知らない。伊藤さんがあんなに
問題にされておるといふのは私は体験
のほうからよく知つてゐる。それはど
ういふことをやるのかといふと、要す
るに個々の証拠についてはいずれも不
十分なんだ。そこでこの法が、あなた
もよく御承知のように、幾ら政府が御
説明になつても、決してこれは誤解し
ておるのではないのですよ、前最高裁
判所の裁判官までが濫用の危険がある
と言ふのを法務総裁は、それは法律も
又現在の日本社会の現状の認識が足り
ないといふのは、お言葉が少し過ぎる
と思ひます。さうでしょう。然るになせ法
律的にも、又現下の日本の状況が火焔
びんが飛んでおるかどうかといふこと
についても、相當の認識を持つておら
れるかたが、濫用される虞れがあると
言へば、今の御答弁によつてもまさに
これは濫用の虞れが多分にあるといふ
ことになる。なぜさうかといふと、法
務総裁の御答弁だけを伺つてみま
す、暴力主義的破壊活動乃至は汽車、
電車の顛覆とか、殺人とか、放火と
か、さういふものでも、はつきりと刑
法上の罪になつておるものを団体

がや

ろうとしておる場合を我々はこれで飽くまで阻止しようとしておるのだ、決して思想の圧迫とか、或いは一般的な国民の権利の侵害ということは、それこそ絶対に許されないのだというところに絶対という言葉をお使いになるようですが、ところがこれは現実には法がどういうふうな運用されるかといふことと、本当に内乱を計画して扇動をやつておるといふことの証拠は、これは幸けることはなか／＼むずかしいというところは質疑応答の中に政府はお認めになりました。それはむずかしい、実際、極めて困難である。極めて困難です。行政権力の側としてはどうしてもそこに拡張解釈をやらざるを得ない。

○委員長(小野義夫君) 羽仁君にちよつと申上げますが、来週に入りましてから高邁なる御議論を拝聴するといふこととして、今日は疑点だけに限定したいと思ひます。それでもう時間ですから、この辺で休憩にして、あとは午後に持越したいと思ひますが……

○羽仁五郎君 発言を制限されることは欲しませんが、終るまで簡単に述べますが、要するに本当に内乱を計画し、或いはそれを扇動して、つまりこの膨大な、法務総裁が御説明になるようなことが明らかに証拠に現われて来るものに限られるのです。そうしてですよ。ところがそれが甚だ困難なものですから、そうした目的と、そうしてその証拠と、これは特審局長もしばしば言われるが、そうした目的に関する証拠が明らかにあるという場合でない場合ですね、つまりそうした目的についての証拠が不十分な場合といふものを幾つか重ねて来るのです。そうしてそ

の個々の証拠としては、証拠能力が不十分なものをつか重ねて来てですね、そうしてそこに証拠能力が発生するよう努力をなされることがあり得るといううことはお認めになるだろうと思ひます。わがかりますね、そこまでは。そこでですよ、そこでその個々の証拠能力の不十分なものをつか集めて来て、それをその証拠があるというふうにして、これは判断になつてしまふ、実際に。ですから、そこまではまだいいとして、それを今度は或る一定の時期を置いてそれを又持つて来るというのをやつて来る。これはこの法案が明らかに示しているところのその目的及び目的に関する証拠が明らかであるといふことと、大分離れて来ることをお認めになるだらうかと思ひます。そうして、だからそれは直接この規制なり刑罰なりのところへはどうしても持つて行けないんです。が、併し絶えずその事実を蒸返して、その個人なり団体なりの自由な活動を脅やかす道具にされるんです、事実上。これは今委員長の御注意もありましたから、私は自分の体験した実例をここで申上げませんが、これは実に悪辣なものがありますよ、而もその悪辣なものはその司法警察官なり検事なり、或いは今度できる調査官なり管理官の個人を悪辣だと決して言うのではないのです。そうではない。行政権力が立憲上チェックされていらない場合にその権力の性質上そういうふうな動いて来る。それを我々は立憲上あらからじめ阻止しておかなければならぬという問題がそこにあるんです。だからこの一事不復理というのには単に法定上の一つの原則というのではなくして、その背後になぜそういう一事不復理と

いうものが生れて来たかといふことを考へて頂きたい、それはつまり一旦……、而もここで十六条で調書ができて……、調書を作るときに相手が見る述べるといふこと。こつちからも意見を述べ、そうしてそこでできたものが、それが一定の結論に到達しているものですね、それを、それだけでは物にならないんですが、その中のものを絶えず一つの或る調査活動を開始する根拠にする、ですからさつき伊藤さんがかなり上のほうまでのところを言われたが、やはりもつと遡つて調査活動をやるといふことについてそのお考えが法務総裁からでも結構ですが、はつきりしてないといふ、この調査活動といふものが必要にして相当の限度に飽くまで限定されるという御言明が信用できないといふことになりす。つまり何年か前にそういふことをやつた人間といふものは一生つけ狙われるといふことになりす。私の調べた司法警察官のごときは、ジャンパルジャンのジャベルだといふ刑事がおり、自分はジャベルだといふのです。だから僕はジャベルがどういふふうになつたか、私はあの小説を読んだかといひます。ジャベル自身は読んでいないのです。ジャベル自身が自殺をしておるといふところまでは読んでいない、だからこれは調査のところまでそれは及んで来るのです。従つて単に法定上の原則といふものじやない、その法定上の原則の背後にどうしてこういうものが生れて来たかといふことについてのお考えを伺つておきたいと思ひます。これは時間ですから午後伺つておきたいと思ひます。

○伊藤修君 今の決定に対するところのいわゆる公安調査庁の決定に対するところの一事不復理の問題について午後にもう一遍再考して下さい。一時間の間に一つ再考して下さい、それにも原則が適用されるという答弁があるように私は希望しております。

○吉田法晴君 一番最初に佐藤法制度見長官から訴訟の前置ではないから云々というお話がございましたが、これは一事不復理の原則と、それから規制手続の行使と関連すると思ひますが、曾つてこれは意見長官じやなかつたかも知れませんが、前審であるといふ言明ではなかつたかも知れませんが、これも併し前審的なものであるといふことはお認めがあつたといふことは記憶するのです。これは速記録を調べなければわかりませんが……。(「そう言いましたよ」と呼ぶ者あり) 問題はそれから一事不復理の原則の問題にも入つて来ると思ひますので、この点も一つ何と申すのですか、はつきりしながら議論を進めたい、こういう工合に私考をします。これはあとに……。

○委員長(小野義夫君) ではその答弁は午後にするとして、一時半から再開いたします。ではこれで休憩いたします。

午後零時二十六分休憩
午後二時一分開会
○委員長(小野義夫君) 午前中に引続きまして、委員会を再開いたします。先ず政府委員より保留事項についての答弁を願ひます。
○政府委員(佐藤達夫君) 午前中保留になりました問題につきましては、相当重要な問題と思ひますので、なお十分研究いたしたいと思ひますので、

明日まで御猶予をお願いいたしたいと存じます。
○委員長(小野義夫君) 次の問題について……。
○政府委員(佐藤達夫君) 順序は多少狂うかも知れませんが、法律案の第二十一条第一項が衆議院の修正によりまして変更した関係上、修正について委員会の「審査のため必要な取調」の範囲はどうかといふお尋ねがあつたのであります。これにつきましては衆議院の当局とも打合せて見たのでございしますが、この公安審査委員会の審査は、処分の請求書、それから証拠及び調書並びに当該団体が提出した意見書について行ひまして、この審査の結果に基いて決定を行うのであります。審査はこれらの文書について行ひますが、審査はこれらの文書について行ひますが、その内容等を明らかにいたします上は一応必要であると認められます場合には、補充的に必要な取調べをするということが出来るといふふうな考へるのがあります。従ひましておのずからこの取調べの範囲は、一つにはこれらの文書の内容を明らかにすること、二つには、証拠能力の有無を確かめる、三つには請求に関する手続が適法に行われたか否かを調べるということにあると存じます。又このたび必要がございすれば、新しい証拠も補充的に取調べることが出来ると思ひます。その取調べは勿論必要と認める方法ととり得るといふふうな考へによるのであります。なお以上の資料によつて請求の原因たる事実が認められないといふような場合には、勿論委員会は、請求を棄却するといふことになるわけでございます。

○委員長(小野義夫君) 順序は多少狂うかも知れませんが、法律案の第二十一条第一項が衆議院の修正によりまして変更した関係上、修正について委員会の「審査のため必要な取調」の範囲はどうかといふお尋ねがあつたのであります。これにつきましては衆議院の当局とも打合せて見たのでございしますが、この公安審査委員会の審査は、処分の請求書、それから証拠及び調書並びに当該団体が提出した意見書について行ひまして、この審査の結果に基いて決定を行うのであります。審査はこれらの文書について行ひますが、その内容等を明らかにいたします上は一応必要であると認められます場合には、補充的に必要な取調べをするということが出来るといふふうな考へるのがあります。従ひましておのずからこの取調べの範囲は、一つにはこれらの文書の内容を明らかにすること、二つには、証拠能力の有無を確かめる、三つには請求に関する手続が適法に行われたか否かを調べるということにあると存じます。又このたび必要がございすれば、新しい証拠も補充的に取調べることが出来ると思ひます。その取調べは勿論必要と認める方法ととり得るといふふうな考へによるのであります。なお以上の資料によつて請求の原因たる事実が認められないといふような場合には、勿論委員会は、請求を棄却するといふことになるわけでございます。

○伊藤修君 今御説明になりましたことは言わずもがなということであつて、いわゆる必要な取調べといううちには当然含まれることとあります。与えられた証拠に對するところの取調べはここに書いてある通りであつて、これは問題ないのです。私のお尋ねしたいといふことは、衆議院が特に必要な取調べがなし得ると、この規定以上は、与えられた請求原因を立証するところの各種の証拠、調書等によつて、必要な取調べができることは当然のことだと思ふのです。そうでなく、なおそれだけで以ては心証を得ることができないという場合において、積極的に、つまり進んで委員会が証人を喚問することができると、検証をすることができると、その他必要なあらゆる取調べをなすことができるか、こういう見解をお尋ねしたのであります。勿論本人を喚問して本人の審訊ができるかどうかといふことを併せてお尋ねしてゐるわけですね。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほどその方法については適當なものを取調得るということをお申上げましたのは、そういうものも含めての意味でございます。伊藤修君 そういたしますと委員会の権限というものは、非常に擴大されて参りますのですが、僅か十人か十二人の職員では到底私に賄ひ切れないと思ひます。それからそういう点に對するところの構想も従つて變つて来なくてはならぬと思ひますが、そういう点はどうですか。

○政府委員(吉河光貞君) 衆議院でこの条項につきましては御修正になりましたときに、只今申上げたような取調べ

を行ふのにつきまして、補充的にこういう取調べを行ふわけでありまして、まあ最小限度この事務局に盛られた程度の職員があれば、大体賄へるだろうという御趣旨から、約十名の定員をお認めになつたわけでありまして、で、大体補充的におやりになるというふうな建前でありまして、最小限度この程度の職員があれば賄へるのではないかと考へてゐるわけであり

○伊藤修君 そのところはちよつと聞き逃しできないところですが、補充的といふところに重点が置かれると、ちよつとこの修正の趣旨が非常に狭くなつてしまふと思ふのです。若しくは委員会において必要と認められた場合においては、補充的であらうと根本的であらうと私はでき得るものと考へるのです。それは如何でしょうか。

○政府委員(吉河光貞君) 第二十一条の建前が、只今法制意見長官からお答へになりました通り、公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書、証拠及び調書並びに当該団体から提出した意見書について行ふ審査に對して必要な取調べをすることができるといふふうな立て方をしておりますので、補充的にさうな取調べをされるものと考へております。

○伊藤修君 私がお尋ねしてゐるのは、ここに二十一条の「公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書、証拠及び調書並びに当該団体から提出した意見書」について審査を行ふなければならない、これはもう当然のことである。この場合においてその全体について更に全部一週聞いてみなくちやならぬといふことになれば、そ

れは必要な調査じゃないですか。これに盛られてゐる以外のことを調査できないんだといふふうになると非常に狭くなつてしまふのです。この意見書が仮に一つの当該団体から意見書が出てゐるといふ場合において、その意見書に書かれてゐることがどうも呑み込めないといふことになれば、意見書について更に本人を呼んで全部審訊できるだろうと思ふのです。又証拠物について、出されてゐる証拠について更にその証言をもう一遍確認し、本人に直接に耳を以て聞かなくちやならぬといふ場合においては、私はできると思ふのです。すでにある証拠以外のものが必要であるといふふうには考へられないですね。いわゆる補充的といふふうには考へられない、あらゆる面について私は必要と考へれば更にできるのじゃないかと思ふのです。言い換へますれば、ここに掲げられてゐるところの、基本となるところの処分請求書とか、証拠とか、調書並びに意見書、こういうものについてもなお且つできるのではないかと思ふのです。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問のようにな立て方でありまして、原則としては提出された処分請求書や証拠、調書及び当該団体の意見書を検討いたしまして審査をするのであります。必要とあれば只今御質問のような取調べはもとよりできるものと考へております。そういう意味におきまして原則としては提出された書類に基いて審査を行うのであります。必要と認められた場合はこれを補充するといふような意味におきまして、と言つて語弊がござい

ますが、必要な取調べをすることができるといふような建前になつております。て、別にどこまでの取調べしかできないといふようなわけではございませ

○伊藤修君 そのところは御趣旨は大體わかりますが、又それでよろしいと思ふのですが、いわゆる原則としてとか、補充的とかいふような、制約するようなお言葉は除いて頂きたいと思ふのです。成るほど審査委員会が審査する対象はこれに基いてする、それはすべてその請求原因が真実なりや否やといふことについて心証を得るためにはあらゆることがなし得る、それにこだ

○政府委員(佐藤達夫君) 弁明をする必要はございませぬけれども、当然公安調査庁長官が一応責任を以てやつたことと考へますから、それを全然外にしてこつちからは又白紙で初めからやるのだという趣旨ではないという意味で補充的とお申上げたのでございまして、お言葉と同じでございます。

○吉田法晴君 今の修正文の点について、伊藤委員から御質問がございまして、それに対して特審局長から御答弁になつております。これについて私は疑問が起るのですが、こういう形に對して。というのは成るほどそれは特審局長がこの立案者かも知れませんが、ところが公安審査委員会はこれは何といふますか、公安調査庁とは独立の機関になりますか、こういうお話、而もその公安審査委員会の何と申しますか、審査の内

容について衆議院で修正が行われた、いわばこれは前審的といふお話であります。が、檢察側に対して公安調査庁に對して裁判をすべき公安審査委員会を設けたと、こういうお話であります。が、それに原告側と申しますか、公安調査にさられる特審局長のほうからその運用についてこういうことになるだろうといふ、こういうお話は私少しそのあり方について疑問を持つのですが、若しこの公安審査委員会の審査のやり方について公安調査庁のほうでどうあるべきだと、こういう御説明があつて、そしてそれが権威あるものになるというならば、この公安調査庁と公安審査委員会のあり方そのものが問題になるような感じがするのであります。が、或いはこれは原案立案者といふことで御説明になつておると思ふのですが、そこで審査のために取調べをするその内容そのものについても、これは佐藤意見長官からその修正の中身、或いは今後運用について御答弁になることは私は當然だと考へますけれども、特審局長がこれはこういう内容であるだろう、こういう御答弁は、これは私はいささかどうかと思ふのであります。が、若しそういう特審局長の解釈がこの運用についてこれが支配的になつて参りますならば、これはちよつと一応建前上おかしいのではないかと思ひますが、如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) お尋ねでございますが、私個人といたしましては、公安調査庁の職員に入るかどうかこれはわかりませんが、現在におきましては政府委員としてお答へしております。公安調査庁の立場からお答へしておるわけではございませ

た、客について衆議院で修正が行われた、いわばこれは前審的といふお話であります。が、檢察側に対して公安調査庁に對して裁判をすべき公安審査委員会を設けたと、こういうお話であります。が、それに原告側と申しますか、公安調査にさられる特審局長のほうからその運用についてこういうことになるだろうといふ、こういうお話は私少しそのあり方について疑問を持つのですが、若しこの公安審査委員会の審査のやり方について公安調査庁のほうでどうあるべきだと、こういう御説明があつて、そしてそれが権威あるものになるというならば、この公安調査庁と公安審査委員会のあり方そのものが問題になるような感じがするのであります。が、或いはこれは原案立案者といふことで御説明になつておると思ふのですが、そこで審査のために取調べをするその内容そのものについても、これは佐藤意見長官からその修正の中身、或いは今後運用について御答弁になることは私は當然だと考へますけれども、特審局長がこれはこういう内容であるだろう、こういう御答弁は、これは私はいささかどうかと思ふのであります。が、若しそういう特審局長の解釈がこの運用についてこれが支配的になつて参りますならば、これはちよつと一応建前上おかしいのではないかと思ひますが、如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) お尋ねでございますが、私個人といたしましては、公安調査庁の職員に入るかどうかこれはわかりませんが、現在におきましては政府委員としてお答へしております。公安調査庁の立場からお答へしておるわけではございませ

た、客について衆議院で修正が行われた、いわばこれは前審的といふお話であります。が、檢察側に対して公安調査庁に對して裁判をすべき公安審査委員会を設けたと、こういうお話であります。が、それに原告側と申しますか、公安調査にさられる特審局長のほうからその運用についてこういうことになるだろうといふ、こういうお話は私少しそのあり方について疑問を持つのですが、若しこの公安審査委員会の審査のやり方について公安調査庁のほうでどうあるべきだと、こういう御説明があつて、そしてそれが権威あるものになるというならば、この公安調査庁と公安審査委員会のあり方そのものが問題になるような感じがするのであります。が、或いはこれは原案立案者といふことで御説明になつておると思ふのですが、そこで審査のために取調べをするその内容そのものについても、これは佐藤意見長官からその修正の中身、或いは今後運用について御答弁になることは私は當然だと考へますけれども、特審局長がこれはこういう内容であるだろう、こういう御答弁は、これは私はいささかどうかと思ふのであります。が、若しそういう特審局長の解釈がこの運用についてこれが支配的になつて参りますならば、これはちよつと一応建前上おかしいのではないかと思ひますが、如何ですか。

御了承願いたいと存じます。

○吉田法務卿 多少そういう点で、政府委員という事で御説明ではございまいし、実際に特務局が公安調査庁になられることは、これは今までの御説明で間違いないこととし、法の運用、今後にかかる運用の中身について御説明を頂くことは私はこの場合ちよつと意見長官からお話を願うことのほうが妥当ではないかと考へるのでありますが、如何でございましょうか。

○政府委員(佐藤達夫) 御尤もと思はれるような節も多分にございします。只今特務局長から答えましたことは私も横におつて聞いておつたのでありますが、私が答えするにいたしましては同じことであつたというように感じております。

○羽仁五郎君 今の政府委員のお答えは、要するに質問の趣旨に表面からお答えになつていないと思ふのです。公安審査委員会というものが信頼に値するものでなければならぬということは法務総裁が繰返して御答弁になつておられるのであります。従つてそれに対する、その公安審査委員会の審査というものの何らかの制約というものが如何なる形においても附せられるならば、これが行政権の側における最終的な責任者であるという性格を持つことができないやないか。これはお認めになるだらうと思ふ。そうして、今度はその次に、それだけの使命を持つたものとして、そしてこの問題に関する限り一応最高の権威を持つて国民を納得させなければならぬ、そしてその処分を行われた人々に対しても納得を手えなければならぬというだけ

の使命を持つた機関の活動が、この陣容を以てなし得るかというところに伊藤委員の御質問はなつておられるわけです。

ところが、人数のほうの説明になつて来ると、その仕事は限られておられるからこの人数でやれるというふうな御説明をなさされた。委員会の使命のほうを伺へば、それは絶対に信頼してもらつて差支えないものだといふふうにお答えになつた。これは本法律案全体について私はもう一遍伺つておきたいと思ひます。政府の態度は絶えず動揺しておる。その政府の態度が本法律案の立案の趣旨、そして本法律案の目的、こ

ういふところにおいて動揺しておる。従つてこの公安審査委員会についてのお考えも絶えず動揺しておる。一方から権威あるものだといふふうに行う。他方からはこの十人くらいの人数でやれるといふふうにお考えになる。これはどつちに御解釈になるお考えなのか、その点をはつきり伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫) 申すまでもなく、今の論点は衆議院の修正によるものでございまして、私どもはその修正について法的にどういふふうに解釈する場合運用がどうなるというところを申上げておるわけでありまして、それに関連いたしまして、この本体として、この審査委員会にかような調査権が修正によつて加えられたといふことは、私は大変結構なことだと考へます。ただ問題は、十人となつておるじやないか、これでやれるかといふお話でありまして、これは衆議院の修正でありますから申上げればそれきりでございしますが、私どもはやはりこれは、先ほどもちよつと触れましたよう

に、公安調査庁のほうで十分の審理の手続を尽しておるのでございしますから、まさか審査委員会のはうで全然白紙の立場で御審査になるというこはないでありましょう。従つて補充的という言葉を使つて語弊を生じたのでありまして、十人あればそれで一応の仕事はできるでございまして、という趣旨でお答えしているわけであり、又そうお答えをせざるを得ないわけではございません。

○伊藤修君 本条の「必要な調査」の解釈は明らかになつたのですが、その「必要な調査」は職権であるか、申請によつてもなし得るかどうかという点を明らかにして頂きたい。

○政府委員(関之若) この第二十一条の衆議院によりまして修正になりました条項の調査は、委員会の職権の調査になるわけでありまして。

○伊藤修君 併しここに委員会がどういふ広汎な職権を持つといふことが基本的に認められて以上は、利害関係人が、若しくは当事者が、当該団体において、私は申請がなし得ると思ふのですが、如何ですか。

○政府委員(関之若) お尋ねの通り、その職権の発動を促す申請はなし得るものと考へるのであります。

○伊藤修君 そうすると、そのなし得るという御答弁でありますと、それは申請としてなし得るのか、上申としてなし得るのか……。

○政府委員(吉河光貞君) その発動を促す行為は、これは事実上の行為としてなし得るものでありまして、法律上の請求し得る権利とかいふようなもの

ではないと考へるのであります。

○伊藤修君 併しおそ行政官庁若しくは委員会というものがさうな職権を持つてゐる以上は、当然その職権の発動を促す、求める権利が国民のほうにも手えられなくては、私は片手落ちだと思ふのです。それをとつて調査をするかしないかといふことは、まさに職権の範囲内において取捨できると思ひますが、少くともかような規定を補充された以上は、それを有効適切に活用し得る途を開いておく必要があると思ふのです。如何ですか。

○政府委員(関之若) この第二十一条によりまして、取調べの範囲その他について先ほど法制意見長官からお答え申上げたごとくに、審査のために必要な取調べでありまして、その取調べが委員会側の職権として取調べるといふことが、この法案の建前になつてゐるわけでありまして、従ひまして、繰返すようにございしますが、その発動を促す意味においての上申といふまいし、うか、そういうことはできるものであります。が、そういうような建前になつてゐるわけでありまして。

○伊藤修君 私の言うのは、お尋ねするのには、一方にさういふ職権を認めておる以上は、国民の側にもその職権の発動を促すところの申請権といふものを手えなくてはならぬやないかといふことです。欺瞞の意味じやないのです。法律で認めたところの職権の発動を促すのですから、保釈権がある、保釈を受けるころの権利がある。それを保釈請求するころ、一方に国民に権利をないかといふことは、まさに裁判所の認定によつて自由に決定すればいいの

です。それと同様に本法の第二十一条の場合においても、さうした職権事項があれば、その職権の発動を求めるという私は国民に申請権を手えていいと思ふのです。これはルールで暗えると思ふのですが、さういふふうにお書きになるつもりはないですか。

○政府委員(吉河光貞君) 私どもは、先ほど申上げました通りに、この取調べが職権事項になつておりますので、国民の側から、或いは当事者の側から、いふ／＼事実上取調べの発動を促すような行為が行われても一向差支えないものである。さうなことによつてこの取調べが円滑、適正に行われるといふことは非常に好ましいことではあります。が、職権の発動を促す特に権利までも認める必要はないではなからうかと考へております。

○伊藤修君 いや、権利といふと余り四角張りですから、私権利という言葉を除いてもよろしいのです。併し私の憂えるのは、それが事実上事実行為として黙認するといふあり方は、門前からさうな申請はできないのだ、さうな要求は不適法だといつて却下される虞れがありますが、さうなことができるのだ、併しその申請の趣旨に副うか、副わんかといふことは、まさに職権事項で取捨すればいいのであつて、若しそれができないといふことになれば、さういふ仮に申請しても、上申いたしましても、それはその形式自体を排除される虞れがあると思ふ。そんなものを受付ける法的根拠は何もないからそんなものは受付けない、こ

う言つて文句を言うのを閉じます。あなたの御答弁の御趣旨から言ひますれば、さういふものはできるのだとい

うならば、できる途を開いておいても差支えないではありませんか。別にそれによつてこれが触れるわけでもありません。それからルールの上で附つておいたらどうか、というのです。

○政府委員(佐藤達夫君) まさにそれはお答えしようと思つておつたのでありますが、ルールにおきまして十分さうなことを定め得ることであると思ひます。又それは望ましいことでもあらうと思ひます。これは併し委員会がきめられることであるから、ここで入りましますという事は申上げられませんが、それでも、それを期待いたしてあります。

○伊藤修君 委員会がきめるという事は勿論であります、併し国会の意思は、そういう意思があつたという事は、やはりルール制定の場合においてこれを尊重するといふあり方にして頂きたい。委員会が勝手にルールの制定権を持つてゐるから、自由自在に国民の希望を制約するといふあり方は好ましくないと思ふ。やはり国会の審議の過程において、国民の希望はこういう点にあつたといふことは、ルール制定の上にも反映されなくてはならんと思ひます。だから委員会がやることだから委員会に任せておくといふのでは納得できませんから、ここでやはり佐藤さんに、ルール制定の場合において必ずそういう途を開いておくといふお言葉を伺つておきたいのです。

○政府委員(佐藤達夫君) さつき吉田委員から叱られたような経緯でございまして、御遠慮申上げたのでございしますが、全くとつしやる通りに考へております。

○吉田法晴君 ルールで賭うという御答弁でございしますが、先ほど来の質疑

応答を聞いており、或いはやつておりまして、佐藤意見長官……この衆議院の修正は、これは結果においてどういふことになつておられますか、その精神から考えまして十分であるといふ工合にお考えになるか……例えば今の問題についても、ルールに任せる、これは裁判ではないけれども、裁判に準ずるような構成と権威を持たない、こういうことであるならば、むしろこの法案にもつとはつきりさせるべきではないか、こういうことが言ひ得るわけでありまします、そのことは、これはまあ基本的に先ほどもちよつと触れましたけれども、立案者が特審局である、そこでその特審局の現在の意見というものを、この法案の運用に強く反映して行く、或いは支配して行くといふことは、これはあつては相成らんと思ひます。そのことを先ほど申上げたのであります。或いはこの修正案では千七百十名の中から、審査委員会に十名廻す。そうすると今千二百ほどの人が特審局におられる、それに五百名廻すといふことではあります、一応原案から考えますならば、今の特審局の中から十名を公安審査委員会に十名廻す、それは今の特審局から行かれるでしよう。そうすると事務上においても事務局のあれについて公安審査委員会の自立性といふことも、独立性をどこまで保障し得るかといふことは非常に疑問があります。非常に立案の上から局の意見といふものが支配するならば、先ほど心配するような点が起つて参りますが、衆議院の修正が、審査のために必要な取調をすることができ

るというように修正された、その意思から考えますれば、現われて来た修正では十分である、その意思を尊重するならば、もつと考へなければならぬ、我々ももつとこれは基本的なあれを持つておられますけれども、少くとも衆議院なら衆議院の修正の精神から考へて見ても、例えばルールならルールに任せるといううなことで、この法案の保障といふものが不完全であるといふことから十分だとはお考えになりませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) 勿論ルールでできますことを法律に明らかにして頂くことは、悪いといふことには決してなりません。これはもう国会における御審議にお待ちするはかばかしくありません。

○吉田法晴君 ところが今の伊藤委員の御質問で御答弁になりましたルールといふのは、公安審査委員会が自分できめられる何と申しますか、手続規定の意味でルールというお話でありまします。そこで私の申上げておるのは、今のところでは、公安審査委員会が国会の意思を尊重してルールをきめられることを望む、或いはその点は佐藤意見長官としては了承したというお話でございしますが、それなればもつと前に、この法律の上にもつとはつきりしたほうがいいのじやないか、こういう意見についてはどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) それも立派に成立し得る御意見であらうと考へるわけでありまします。

○委員(小野義夫君) 次の問題に移ります。

○政府委員(吉河光貞君) 機関誌紙の同一性について、前に伊藤先生からも

御質問がありました。その後いろいろ検討をいたしましたのであります。大体私どももいたしましては、機関誌紙の同一性につきましては、第一、題号の同一性、第二は、紙面に現われた編集方針の同一なりや否やという点で判断されるべき問題ではないだろうかという結論に達した次第であります。編集と申しますと、御承知の通り、二種類以上の文書、図画等の著作若しくは演説、講義の筆記等を一定の方針の下に収集結合して、独創的な形式を手える一つの著作的なものを作るというように、大体常識的には言われております。この一定の方針といふのが、只今申上げたような編集の方針と言われるものであつて、これが紙面に現われた点において判断されると考へておる次第でございます。

○伊藤修君 そうすると問題は、題号といふことは、これは形式的におつしやつたのでしやうが、題号は当然同じ題号を持つて参りますれば、これは同一である一応とにかく概念的に定まるのですが、ただ編集方針、紙面に現われた編集方針だけで同一認定ということはどうですか。

○政府委員(吉河光貞君) 大変どうもむずかしい問題でありまして、いろいろ検討しての末の結論でありまします。が、又いろいろ御指摘の御注意を賜わいた点がございしましたならば、御教示願いたいと考へておるわけでありまします。

○伊藤修君 編集方針の同一性といふことは、結局記事の内容に基準を置くのですか。

○政府委員(吉河光貞君) ここでは紙面に現われた編集方針によつて判断されるかと解釈いたしております。

○伊藤修君 いや、私がお尋ねしておるのは、編集方針に形式的方針と実質的方針とあるのです。実質的方針のほうに主眼が置かれるのか、形式的方針のほうへ置かれるのかということ……。

○政府委員(吉河光貞君) 実は編集方針につきましては、形式的な方針と実質的な方針と言われまします。その辺の区別は実はよく私どももまだ十分な理解を持っていないのであります。結局新聞のようなものを例にとつて考へて見ますと、新聞の論説とか、社説とか、主張とかいふものがあります。一方におきましていろいろな解説記事も載るし、事実の報道も組合せられ、更には他人名義の論説もそこに掲載されるといううなことで、こういうものを一体といふたしまして、一つのまとまつた新聞といふものが作られ、それが一つの方針に基いておるといふふうに、極く常識的に見まして言われておるのであります。こういう紙面に現われた編集の方針といふものによつて、その同一性を判断して行くよりほかはないのではないだろうかと思へておる次第であります。

○伊藤修君 今の御説明だと、主として形式的方針ですね。いわゆる新聞を一つ編集する場合において、論説を書く、又雑報を書く、或いは文化面を書くといふ一つの新聞構成の形の上に重点を置かれるのですか。これになるとどの新聞も同一性、全国あらゆる新聞は殆んど同一だと言つて差支えないことになつてしまふ、そういうところへ標準を置かれますと……。

○政府委員(吉河光貞君) 実は只今申上げましたのは、二種以上の著作物に組合せられる外形的な事実について申上

るべきです。

げたのでありますが、こういう組合せ
につきまして、編集の方針が現われて
来る、それは実質的に現われるとい
うに解釈しておるわけでありませ
う。

○伊藤修君 でありますから、私はそ
の内容について、いわゆる実質につ
いて同一性というところに基本を置くべ
きではないかと、こう思ふのですが、
いわゆる形式の面では、編集が同一な
形を持つておるといふならば、新聞の
場合だけを例にとりますれば、あらゆ
る新聞は殆んど同一と言つても差支
ないのです。論議欄があり、その他の
欄があり、というところは、どの新聞
も一応とるべき形です。そういう形式
の編集方針を言うのか、そうじやなく
て、形式はどうであるか、その紙
面に盛られたところの実質が同一視さ
れる場合、紙面に現われた編集方針
というのか、どちらかということをお
聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) よくわかり
ました。只今御質問の通り実質的な意
味に解釈しております。

○伊藤修君 そうするとあなたのお説
から行けば、私は補足して申上げま
すれば、題号、それから新聞の形式的編
集方針、もう一つの同一性認定の基礎に
なるでしょう。重要な点は、実質的に
同一性を判定するところの基準が置か
れるという結果になると思ふのです。
そういう結果になると、今度は実質的の問
題についてお尋ねしたいのです。
が、それは思想傾向で判定するの
か、或いはその論調だけで判定するの
か、いわゆる文字の表現だけで判定して
行くのか、文字の中に含まれておると
ころの思想的傾向、一つのイデオロギ
ー、そういうもので同一性を認めて行く

のか、或いは主張しておるいわゆる
意識表現の形において同一性を認定す
るのか、先ず三つを伺つておきます。
○政府委員(吉河光貞君) この編集
方針と申し上げても、テーゼのように
書き上げられた方針がはつきり認めら
れるものでもないだらうと考えており
ます。結局それは一つの編集の性格と
申しますか、編集に対する態度と申し
ますか、そういうようなものになるの
ではなからうかと考えております。

○伊藤修君 私のお尋ねしていること
にお答え願ひたい。私は態度を聞いて
いるのじやない。私は三つの例を挙げ
ておるのですが、三つの基準に対して
実質的な同一性の認定の基礎になるの
か、ならんのかということをお聞
ひたい。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいた
しますが、結局思想という意味はどう
なりますか、思想と言ふよりむ
しろ傾向なり態度というよりな言葉で
現わしたほうがびつたりするのじやな
らうかと考えているわけでありませ
う。

○伊藤修君 どうもその点があいまい
ですね。あいまいだから私はお尋ねし
たのです。これによつて記録されるの
ですから、今後あなたがお取扱い
になる場合においては、そういうよう
なあいまいな態度では取扱がで
きないと思ひます。そのときに主観的な
ものによつてこれは真実かと思ふとそれ
をすぐやちまへとするのです。それを
恐れているから国民は心配して
います。殊に言論界の人が心配されて
いるのです。その基準というものは
きり法文の上ですべきではありません
か。法文で不審に思ふべきではない
から解釈を伺つておるわけでありま

す。今の三点について一つそれはなる
のかならんのか伺ひたいのでありま
す。態度については又あとで聞きます
が……。

○政府委員(吉河光貞君) なおよく御
質問の点を検討しまして後にお答えい
たします。

○羽仁五郎君 今回の問題について意見
長官に御意見を伺つておきたいので
す。

この問題は何か今初めて起つた問題
ではないのです。明治以来日本におよ
そ民主主義のその萌芽が出て以来起つ
て来ている問題です。そして現在の
自由党の名譽ある前身であるかどう
か、その点は歴史上考証を要するけれど
も、板垣退助の自由党の内閣の時代か
ら常に起つて来た問題で、日本におけ
る民権と官権の争ひの最も重要な問題
であります。この問題は恐らくあなた
は今の特審局にお任せして涼しい顔を
してゐると思つていないが、あなた
はこの問題に十分参加されて次回にお
いて留保したこの点については立派な
答弁をして頂きたい。およそ新聞とい
うものはそのものが害をなすかなん
のかという重大問題であります。これ
は尾に鰭をつけ言へば別であります
が、新聞が直ちに害をなすのかどう
か、従つて第四条において六カ月に互
つて停止するといふことが現在の憲法
において許されているかどうか。検閲
の禁止と矛盾しないかどうかという問
題を含めて、而もその禁止されたもの
とは別に発行される新聞をそれと同一
の新聞とみなして同じような措置をと
るというところは果して許されているの
か。それをやろうとして行っているのら
ば、どういふ根拠に基いて行くのかとい

ふやうな問題を含んでいる問題でありま
すから、どうか今のような甚だ……、
そう言つちや失礼だが子供だましのよ
うな御用意で二度とここににおいで
にならないようにお願いいたします。

○伊藤修君 私の質問が誤解されちや
いけませんから附言いたしておきま
す。私はこの問題については、これは
結局は検閲禁止制度というやうなもの
にからんで参りまして、それは逐条審
議の場合にもお尋ねするのであります
が、この問題はただ単に同一性とい
ふことについての御意見を伺うとい
うところに歸着するのでありますか
ら……。

○委員長(小野義夫君) 次の問題を願
ひます。

○政府委員(関之君) これは伊藤先生
からのお尋ねで留保した分の一であ
ります。審理手続において当該団体
の代理人の代理権の範囲というやうな
問題につきましてであります。この法
案におきまして第十二条によりまして、
「事件につき弁護士その他の者を代
理人に選任することが出来る。」とい
ふふうになつておりました。団体は代
理人を出して、そうして審理官に対
して事実及び証拠に基く意見を述べ、有
利な証拠を提出することが出来ること
に相成つてゐるわけでありませう。そ
こで代理人は勿論一般の原則に従いま
して、当該団体のために有利な、団体の
側におきましてこの人が自分の利益を
代表する意味において、最も適任者で
あるといふふうにと認めて、そこでは御
選任になつて、そうして審理官の前に
出て来るわけでありませう。そこでその
代理人が行える権限の範囲は、この法
律におきましては第十三条におきま

る弁明の期日に出席して、当該団体の
名において事実及び証拠につき意見を
述べ、更に有利な証拠を提出すること
ができるというところが一つ、十六条の
第二項の調書について意見を述べてそ
うして審理官にその旨の記載をなさし
める。第十七条のこれは団体側の手続
の証拠書類の請求をなすことが
できる。という三つのことがこの法案
において行える代理人の権限になるわ
けであります。そこでそれにあるだけ
のこと代理人になし得るわけであり
ます。その代理人が、その中でどうい
う意見を述べ、或いは陳述をなし、審
理官に対して弁解をいたしますその一
切のことが、団体を代理して弁解をな
したということに相成ると思ふのであり
ませう。その範囲につきましては、仮
に不利益なことを言つた場合に、それ
は代理権の範囲ではないといふふう
に考へていないのでありませう。そ
ういふことも団体の代表者としてその代
理人が言つたものであるといふふう
に、この法案では考へてゐるわけであ
ります。

○伊藤修君 私が質問してから幾日経
つか知らないけれども、とにかく相当
の日にちが経つてゐる。今の御説明で
は法文の字句の説明に過ぎないの
です。私の聞いているのはそうじやない
のです。法文に書いてあるのですか
ら、あなたの御説明のことは法文を見
ればすぐわかるのです。その場合にお
いて、代理人が本人と意見が相違して
いる場合、例えば具体的に言へば、調
査官の主張するところの事実を代理人
が肯定した場合、本人が出て来ている
場合でもない場合でも、本人の意思
とは違ふ場合もあり得ると思ふのであ

ります。いわゆる食い違つた場合において、それは代理人の権限の範囲内に属するか、言い換えて申しますれば民事訴訟手続によつて審理判決されるのですから、そうするとその基本となるところのこの段階においても、いわゆる認諾ができるかどうか、認諾として認めることができるかどうか、進んで言へば……それをお尋ねしているのです。

○政府委員(関之君) 先の御説明で言葉が不十分でありましたが、仮にその代理人が審理官の前における弁解において、団体側に不利益な弁解をいたしましたとしても、それはこの法案の建前におきましては、やはり団体の代表として言つたものであるということに相成ると思つております。もとよりその場合におきまして団体側の他の構成員、役職員が出て参りまして、その前に代理人がこう言つたが、これは自分のほうはこうだというふうな訂正もできましようが、民事における認諾といふようなことは、この上では考えていないのであります。審理官は、又長官は、その団体の役職員などが訂正いたしますれば、そういうものも総合的に考慮いたしまして、果してどちらが真実か、そしてそれに関連しての証拠は全体がどうなるかということをお尋ねすることに相成ると思つております。

○伊藤修君 それはまず／＼あなたの御答弁で昏迷してしまふのです。どちらが正しいかということに基いて判断すると、こういうことですね。そうすると代理人の言つたことと、本人の言つたことと矛盾した場合において、

どちらをとるかということとは、まさに審理官の自由裁量になつてしまふのです。そうすると代理権の範囲というものは不明確になつてしまふ。勿論後において本人が出て参りまして、代理人の言つたことを取消、訂正すればこれは問題ないのです。そういう場合は問題ないのです。これは基本的に、私の言つておることは、代理人は本人の意思に反した程度まで事実に対して認諾することができるといふことと、認諾と認諾とは余り重きをなすから、そういう程度でよろしいです。

○政府委員(関之君) もと／＼代理人はその団体において、この人が自分の団体の弁解をしてくれるのに最も適任者だと言つて一切をお任せになつて、そしてそこに出て来て、そしてこの法案に規定する行為をいたすのであります。その代理人がなす利益、不利益の行為は、一応はやつぱり団体を代表しておやりになつたものであると、勿論その効果は、どういふふうな考へるかといふことは、長官なり、長官が請求されたときには長官、又委員会におきましては委員会が御判断になることであらうと私は思ひます。

○伊藤修君 あなたは私の言つたことをはつきり聞いておいて頂きたい。頭の中をよく整理してお答え願ひたいと思ひます。その代理人及び本人の言つたことに對しての認否とか効果といふことを聞いておるのじやないのです。代理人がそこまでできるかどうかといふことを聞いておるのです。おおよそ信任関係に基いて代理人を選定した以上は、その人の言つたことをすべてこれは有効なものとして審理の基本的対象にこれを取入れることができるというな

らそれでもよろしい。代理人は本人の意思にかかわらず、あらゆる本人に代つて認諾ができるのだと、こういう御見解ならそれでもよろしい。それに対して我々は利害を検討すればいいのですから、それは本人の意思に反してはできない、いわゆる民事の場合におけるところの認諾といふようなことはできない、又本人の意思に反する供述はできないといふことに制約するの、その点をはつきりさせて頂きたい。代理人の権限を聞いておるのです。言つた結果を審理官がどう審理するかというところは聞いておるんじゃないのです。それが基本的に認められるということになれば審理官はとつて以ていずれの主張を正しいと認めるかは、それは自由です。そこを聞いておるのじやなくして、基本的な代理権の範囲を聞いておるのです。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。代理人の爲し得る行為は、意見の陳述だけでありまして、自由とか請求の認諾といふような行為は認められておりません。

○伊藤修君 そんなことはわかつておる。さつきも言つておる。そんなことは法文に書いてあるのです。食い違つた場合にどうするか、どう聞いておるのです。

○政府委員(吉河光貞君) 代理人の述べた意見が、当該団体にとりまして利益であるか不利益であるかといふことは、団体の側で御判断になります。これが果して公安審査委員会におきまして団体の利益にとられるか、不利益にとられるかといふことは、公安審査委員会の認定によるものであります。団体の側におきまして、代理人の言つたことが、自己の団体に不利益な意見であるといふような場合におきましては、これに反対の陳述をする機会も当然認められておるわけでありまして、その代理人が述べた意見はやはり団体の意見として取扱われるのであります。

○伊藤修君 そうすると、今の最後の言葉、前のほうの言葉は今まで聞いておること、法文のことを言つておるのです。が、最後の、団体の意見として取上げるといふことになる、この代理人の権限といふものは、無制限だと、こういうことになるのです。

○政府委員(関之君) この十三条、七条の規定に基く代理人の、審理官の前における弁解については、内容的に見てこれは無制限であると思つております。

○伊藤修君 佐藤さん、それでよろしいか。

○政府委員(佐藤達夫君) この法案におきましては、さように相成つております。

○伊藤修君 一体代理人が本人の意思に反して不利益な供述をすることをこの法案において認め、この法案に関する限りにおいては、そういう解釈をとらざるを得ないといふのは、佐藤さんとしては御尤もでしょう。立案されていないのだから、できた法案に對して責任を負わされておるんだから、これは仕方がない。そういう御答弁になるでしょうが、一体それでいいでしょう。か。おおよそ代理制度を認めた今日の日本の法律体制から考えますれば、代理人が本人の意思に反して、不利益な供述をした、それをとつて以て判断の材料になし得るんだという考え方で、一

○政府委員(関之君) これは代理人といふものの本質に對しては、これはもう伊藤先生に今更申上げるまでもないのであります。要するに団体との委託、信任の関係にあるのであります。団体、信任の關係にあるのであります。と、団体がそこへ出て弁解をしてくれといふような關係にあるので、その代理人の請求にどういふ意味の制限も加えるといふことは相当でないかと私は考へるのであります。その信任委託關係があつて、その範囲内において代理人が委員会に参りまして、各種の弁明をなす、それはその通り代理人は団体を代表したものであるといふふうにとらざるを得ないことではないかと私も考へておるのであります。

○伊藤修君 冗談言つちやいかんです。民事の場合に何のためにそんな規定を置くのですか。認諾の場合においては特別授權行為が要するんじゃないのですか。本人の意思に反して認諾するよなことは、本人は期待していないのです。そういう場合に特別授權行為が必要じゃないですか。いわんやこの法案の場合において、本人の意思に反し

まして、代理人は調査官の言うことが正しいと思つて認諾するということもあり得るのです。信任関係に基くといへども、代理人は飽くまで公平な立場に立つておる、本人のためにすべてなされるのが常識です。併し代理人も又人でありますから、本人の意思に反して、誤解して認諾する場合もありましよう、又故意に認諾する場合もありましよう。必ずしも本人のために全部的に行われるとは考えられないです。本人の予期せざるどころの意思表示がなされた結果、その事案に対するところの不利な決定をもたらされるということになれば、これは本人の予期せざるどころの結果に陥ることになるのです。これはあなた民訴の授権行為の場合も特に明らかにしておるじやないですか。だから私はこの場合においても、重大な請求原因に対するところの基礎となるところの事案について、事実についてその意見、弁解がたまたま本人の意思に反した場合に、それはあなたが言うように、信任関係に基くものだから、一応不利なことを陳述するようなことはあり得ないというのは、これは常識です。併し法律を制定する場合においては、あらゆる場合を考へてしなくちやならん。恐らく今後これが事案として取上げられる場合においては、そういう場合があり得ると思ふのです。本人と代理人との意思が不一致する、供述が不一致する場合があるのです。その場合には本人の供述を以て正とするという行き方をするか、少くとも事実に対するところの基本的なものに對して影響を及ぼす場合は、さうな認識とか、承認とかいうことは認めないとするのか、そうしなかつ

たらば本人の権利の保護ということに全きを得られないと思ひます。そんなむちやな考え方はないと思ひます。

○政府委員(関之君) この法律案におきましては公安調査庁長官が一切の責任を持つて証拠を収集すると、その責任の証拠によりまして、四つの条件があらましますものと認めるならば請求することになるわけでありまします。そこでその審理の手續過程におきましては、民訴における認諾とか、或いは自由とかいうような点は、これはないのでありまして、仮に代理人におきましてそういうことを申しましても、それが果して真実や否やということとは、これはもうそれでよく効果が生ずるということではないのであります。一切のことによりまして、長官が責任を持つて事実を考へて見るといふことに相成つてゐるわけでありまします。それでそのことか

ら考へまして、相手方が信頼した代理人につきましては、特段の内容的に見て、この制限を置かないといふのが内容的に見てよりよいのではないかと考へてゐる次第であります。

○吉田法晴君 今の御答弁だと、結局これは生地が出たのかも知れませんが、長官の責任においてやるのだから、代理人が何をしやべろうとも或いは本人が何をしやべろうとも、その効果は一切長官が責任を持つて取捨選択するのだと、こゝういふ御答弁、これがまあ本心かも知れんと思ふのでありますが、一応この代理人の規定が設けてある場合に、その代理の法条の効果はどうなるかという御質問が本質であつたと思ふのですが、そこで伊藤委員の御質問の途中で甚だ恐縮であります、佐藤意見長官にお伺ひしたいので

ありますが、これは法律の上に代理人が出て来た、この代理人の代理の法律上の関係、事実上の関係を今言つておられますが、法条の関係についてはこれはどういふものなのか、それを一つお伺ひしたい。

○政府委員(関之君) 吉田先生、一度お尋ねを頂きたいと思ひます。

○吉田法晴君 代理という関係がここに出て来ている。これは法律上の問題でありますから法律上の関係がどうだといふ御質問が大体中心だと思ふのであります。並びにこの手續関係が何であるかといふこともこれは問題でなければ、本質は法条の関係が、事実関係でなくして、この代理関係といふものはどうして、とにかくこの関係なのであるかといふことを佐藤意見長官に一つ伺ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) この基礎となつております関係は、民法の委任関係でございます。

○吉田法晴君 民法上の関係ですと、これはさうすると私法関係ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) その代理人の今度行使する権限のほうに変わるのでございますが、これはもとより公法関係の部面の事柄で、民事上の民法関係の問題ではないと思ひます。

○吉田法晴君 それは民法総則の代理でなくして、今委任と言われましたが、この代理とか、委任とかという法律上の基本的な考え、その民法総則の原則が、或いは公法上に、或いは私法上にどういふ場合に働くかといふことについては私も多少佐藤意見長官の言われんとするところについて理解せんことでもございませぬ。併しながら問

題はこの手續、これは一つの手続規定だと思ひますが、その手続規定の中においてこの代理人の法律上の法的な関係がどうだ、こゝういふ場合に民法の委任関係がここに働くのであります。民法上の規定をそのまま持つて来て、これに法的効果を、或いは法的な関係がそこに来るんだといふ御説明ではこゝういふことは御説明ならんかと思ふのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) その代理人と本人との関係の基礎は、これは先ほど申しましたように民法上の委任関係であるわけで、従つてその本人との信任関係に基いてゐるという結果がそこから出て参ります。その代理人、本人が行動する行為の性質は何かといふことになりまします。これは先ほど申しましたように、申すまでもなく公法上のいふ／＼の行為をやるといふことにな

るわけでありまします。

○吉田法晴君 ですから例へば委任の民法上の関係といふものは、法律上の常識としての委任関係、具体的にありますが、これは公法上のといふことですか、その公法上とか、どういふことにかつて法律関係になりますのか、そしてそこに働く、こゝでは代理人です、今は委任関係と言われましたが、委任関係なら委任関係といふものが具体的にどういふことにかつて関係になつて来るか。伊藤委員は訴訟法上の原則で以てどうなんだと、こゝういふお尋ねであります。問題は細かくこの法律で関係になつて参りますから、ただ法律上の常識だけで委任関係だといふわけには参りませぬ。これはこの手續関係なり、或いはそこに出来て来る関係が公法上と言われましますけれども、た

だ一般的な公法上のといふことでは困まるのです。或いは前審であるとか、前審でないとか、その具体的関係もまだはつきりして参りませぬけれども、それに関連して参りますれば、そこで公法関係、或いは委任関係といふのはどういふ法律によつて具体的に働くのか。これを一つお示し願ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) だん／＼わかつて参りました。さうな委任関係に基きまして代理人ときまつた人は、先ほど公法関係と申しましたのは少しあまい表現でございしましたが、この法律に掲げておられますこの行政手續に参加、関与する、期日に出席して意見を述べるとか、有利な証拠を提出するとか、といふようなことをやるといふことになるわけでありまします。

○吉田法晴君 その場合に働きます信任関係ですが、代理関係の基礎になります。一般的法律関係、これは例へば訴訟法によるとか、或いは何によるのか知りませんが、どこにどういふ法律によりましますのか、その点を一つお教え頂きたい。

○政府委員(関之君) いま一度吉田先生にお話頂きたい。

○吉田法晴君 伊藤委員の御質問の、法的な関係はそこになつて来ると考へますから、お尋ねをいたしますけれども、これが事実上の関係だといふのなら、別問題です。併し少くとも法律の問題ですから関係の委任関係なら、委任関係でもいいのですが、民法による委任関係で以て、これはこの民法の委任関係のほうに働きますといふことは、これはならん。何と言つたつては民法の総則の原則です。法律上のこれは常識ですが、そこで実定法上代理関係、委

第四部 法務委員会會議録第四十九号 昭和二十七年六月五日【参議院】

任關係の法的基礎というものは、これは必要でしょう。或いは民事訴訟法なら民事訴訟法の手続でやるというなら民事訴訟法、刑事訴訟法なら刑事訴訟法、或いは私法關係なら私法關係、そういう場合における代理關係、公法上のというなら公法上の關係における代理關係の基礎になります法律關係を一つお示しを頂きたい。

○政府委員(佐藤達夫君) その基本になつておきますところの委任の關係は、これは個人同士のいわゆる私法上の關係であらうと思います。かくして選ばれた代理人がこの行政上の手続に参加して種々の活動をするという關係が出て来るわけでありまして、その仕事はこの法律の手続上の仕事ということになるわけでございます。最初の出發が私法上の關係で出發しているからというその影響は、その人のその場面上における行政手続上の活動には直接關係のないことでもあります。基礎がたださような基礎に基いているというだけであります。

○吉田法務卿 そうすると答えになります。私法上の委任關係から出發した、そこが問題じゃないと思ひます。この法律の上における代理關係はどういうものなのか、どういふ法律的な効果があるか、こういうことになりまします。この手続上における代理關係のその法的な根拠、これがどこにあるか、これは公法上なら公法上、このとにかく条文に書いてあること以外に、それではその代理關係を規制する基本關係はどういうところにあるのですかと、こういうことをお尋ねしてゐるんです。これは私が申すまでもありませんが、法律上の効果を生ずるの

です。代理人なら代理人の効果を、そうすればその代理人と本人なら本人との關係、公法上の關係としてここに規定してないのだから、規定がしてなければどこかに法文の規定があるでしょう、或いは訴訟法上……ところがこの關係では訴訟法でもない、或いは何でもなし、こういうことで参つておられますが、そのことを明らかにしてやらなければならぬけれども、その關係における、この法律關係或いは公法上の關係というなら、公法上の關係のこの代理關係の基礎になつた法理關係を一つお示しを頂きたい。

○政府委員(吉河光貞君) 横から差出がましいことを申し上げるようですが、この法案における代理制度は、この法案によつて創設されているわけでありまして、これはもう当然でありまして、刑事訴訟法におきましては、刑事訴訟法の代理關係は刑事訴訟法で規定されております。民事訴訟法においても同じであります。この法案十二条には「前条第一項の通知を受けた団体は、事件につき弁護士その他の者を代理人に選任することが出来る」といふ点から出發いたしまして、この法律に与えられた権限を代理人は行使すると、それだけでございまして、そして当該団体と本人との關係は先ほど申しましたように委任契約といふことによつて賄われると考へてゐる次第であります。

○吉田法務卿 本人と代理人との委任關係、民法上の委任關係はここでは問題にならないと思ひます。問題は今特審局長はこの法律によつて作られた代理關係と……、ところがこの法律によつてできた代理關係がはつきりせんから御質問が出てゐる。どういふ法律的

な効果が及ぶのか、或いは法律關係がどうなるのかこれに書いてないからそれじやどういふふうにとこに書いてございませうか、こういう質問を申上げてゐるわけでありまして、法律關係を、手続でありましても、何でありましても、公法上の關係といふことではあります、公法上の關係それ以上に行かん、それが或いは行政処分、或いは訴訟手続、或いはそれは民事か刑事か、こういうことになりまして、その關係の中において本人と代理人との法律關係があり、その代理人の行為が本人に對して法律上の効果を及ぼす、その効果を及ぼす態様といふものがこれにはつきりしておらなければ、それならどこに書いてあるか、訴訟法なら訴訟法の原則を持つて来て言うなら、訴訟法上にちゃんと代理關係が書いてあります、それがここに働いて来る、こういうことになりましても、この問題については別に法条の關係が一般的に規定されておられませんから御得のものだ、こういう御説明だとするならば、その御得なものをここに書いてある以外にない、こういうことならばわかりません。ところが先ほどお話のように、その利害關係のはつきりしておらんと、その全部長官が認定するのだ、新らしく作つて行くのだ、こういうことであるならば別であります。少くとも法条の問題であるならば、法律上とにかくはつきりしておかなければならぬやないか。そこでこの法律關係とこの手続における法律關係の中の代理關係といふものがどういふものであるか、その公法上のと言いますか、もつと詳しく言つてこの手続における代理關係をもつとはつきりしてもらいたい。或いはそ

れが書いてないからはずきりしないというならばそれでも結構であります。

○政府委員(関之君) これは前の御説明を繰返すことになりましたが、十二条によつて選任されました代理人のなし得る行為は、十三条の規定で、これは弁明の期日に出席して、当該団体の名において事実及び証拠について意見を述べ、並びに有利な証拠を提出することが出来る、第十六条二項の調書について意見を述べること、第十七条の踏本の交付、この三つのことが代理人はなし得る、かようなことになつてゐるのであります。(笑聲)

○委員長(小野義夫君) 大分こんがらがつてゐるな。

○伊藤修君 いや、頭に入らないんだ。

○委員長(小野義夫君) 伊藤君、それじや問題のなにももう少しわかりやすく……。

○伊藤修君 わかりやすく言つてゐるんです。強いてそれを逃げようとするんです。結局だから代理人の意思表示に全的に法律効果を認めて行く、こういう考え方からそれを譲らないのです。どうも特審局長の考え方はそういうふうに思ふのです。こんなことにこだわるのは先ほど吉田さんが、私が民訴についてお尋ねしてゐると言つておられたが、私は何も民訴についてお尋ねしてゐるわけじやないのです。いわゆるこの法律についてお尋ねしてゐるわけなんです。民訴の中において八十四条ですね、「訴訟代理人ノ事実上ノ陳述ハ當事者カ直ニ之ヲ取消シ又ハ更正シタルトキハ其ノ効力ヲ生セス」、こう言つて矛盾を避けてゐるのはです。民事手続においてはそういうよ

うにあらゆる手当をしてゐる。この場合においては漫然とあなたが先ほどおつしやるように繰返して十三条、十六条、十七条と、こういうふうに掲げてゐる。権限はわかつてゐるのです。代理人がなし得る事實はわかつてゐるのです。その事實の結果ですよ、私の聞いているのは、そこまではいいのです、何遍も聞かしてやらんでもわかつてゐるのだから、その事實の結果、本人の言うことと代理人の言うことと矛盾した場合においてどうするか、若し矛盾して本人に不利な供述をした、例えば極端に考えれば認諾する、その事實を認めるといふことも想像できるじやないか、こういうところまで権限があるのかどうかと、こういうことを聞いているのです。その場合においては本人が直ちにそこにおつてその取消更正を求めるといふことになれば、これは言うのを待たないのだから、これは常識的に考えれば当然本人の供述を正しめるとして取上げることは当然のことです。そうでなく、本人がたま／＼ない場合もありましようし、又本人のよく知らん場合もありましよう。書面でも出し得るのだから代理人は本人の知らざるうちに、本人のおよそ意思に反した事實を調査官が認定するの、非常に都合のいいやうな事實をも加えて意見の陳述を書面その他の方法でなされた場合に、それがこの基礎的材料になるのかどうか、いわゆる法律効果を持つのかどうかといふことを聞いているのです。これはそういう本質的な認識のごとき、本人に不利な供述をも代理人の権限として認めるかどうか、民訴の場合においてはそういう場合には特別に授權

行為が要るのじやないか。この場合においてはおよそ代理人であらうが、本人であらうが、勝手にしやべらしておいて、そうして自分の都合のいいことは全部取上げるという考えか、それでは代理関係の基本的な信任関係というものを法律自身が無視することになるのじやないか。新しい代理関係の法律的意義をここに作り上げることになるのです。これは由々しい問題になつて来るのです。又事実の認定においても大きな誤りを生じて来るのです。一番よく知つておるのは本人なんですから、その本人の意思と相反する代理人のほうをとつて以て断罪の資料にするというあり方はよくないと言ふのです。だから結局基本的問題となるのは代理権の範囲如何と、こういうことなんです。代理人の法律で認めた仕事の範囲はこれにわかつてゐる。そんなことは何遍も説明を受けなくてもわかつておられます。又その結果認定するということも当然あるのですから、これもわかつてゐるのです。問題はそこだけなんです。

○政府委員(関之君) 御趣旨はよくわかりました。代理人と当該団体のものとの間に意見の食い違いがある、而もそれが代理人の側における意見が当該団体のために不利益であるというふうな場合の処理であります。これにつきましては、この法案の布令におきまして、そういう場合に審理官の調整、どちらが本当かということをはっきりし得るよう措置を布令において規定いたしました。さうな措置を審理官にとらせるようにいたしたいと存するのであります。

○伊藤修君 さうな重要な事項はルールに任せませんで、それは。

これは事案に対する基礎をなす重要な事項についての意思表示ですから、その意思表示をどちらをとるかというふうなことでルールに任せるといふことはできません。それは佐藤さんあたりお聞きになつてもそれがルール事項じやないことは明らかなんです。

○委員長(小野義夫君) どうです、この問題は保留したかどうかですか。ちよつと速記をとめて。

午後三時三十三分速記中止

午後三時四十二分速記開始

○委員長(小野義夫君) 速記を始め

次の答弁に移ります。

○政府委員(関之君) お尋ねの点は、第六条の第二号におきまして、「その実行に着手してこれを遂げず」という中に、障害未遂のほか中止未遂が入るかというお尋ねの御趣旨と拝承いたしますが、これはこの中には中止未遂も入つておるといふふうに考えておる次第であります。

○委員長(小野義夫君) もつと詳しく。

○政府委員(関之君) 御質問の趣旨は、第六条の第二号に「若しくはその実行に着手してこれを遂げず」ということが書いてあるのであります。この中には、これは中止的な活動になつておりますが、その中止的な中には障害的な未遂のほか、みずからの意思で放棄したような場合の中止的な場合も入つておるかというお尋ねであります。この中には、その二つが入つておるといふふうに考えておる次第であります。これは第四條の關係もそのようになつておりますが、要する

に或る団体がありまして、一回暴力主義的破壊活動をした、その破壊活動の継続又は反覆してなした場合には、この六条の措置もとり得るのであります。その第一の前提条件であるところの暴力主義的破壊活動というものの中には、この「実行に着手してこれを遂げず」、「この行為も二号によつて入ることになるわけでありまして、そこでこの中の障害的なものほかにも中止的なものまで入つておる、それが前提条件となりまして、第四條、第六條の關係におきまして、条件が該当する場合には、やはり団体に對して規制の一つの条件となり得るといふふうに考えておる次第であります。

○伊藤修君 これはこの前質問を申上げたときに、この三十七條の三項によつて、内乱の場合においては、自首した者はその刑を軽減し、又は免除することができるといふのにかかわらず、三十八條、三十九條の場合にこの規定を欠いておるかどうかという質問を申上げた。その場合三十九條の場合には、結局刑法一般總則の四十三條の適用によつて随つて行くということが非常に不均衡じやないかという質問を申上げた。それと関連するわけなんです。それでみずから中止したという場合においては、少くとも本法によつてやはり三十七條の三項と同様に、これが軽減又は免除するといふ立て方をとることが私は公平で正しいと思ふのです。この場合には、四十三條に委ねるといふことは、非常に不均衡だ、基本的には、而もこのままですと、三十八條、三十九條によつて、三條の第二号のイからリまでに關する犯罪に關しては、刑事手続においては軽減又は免除され

る、規制処分の面においては、それとつて以て団体を規制して解散まで持つて行つてしまふといふことは非常に不均衡じやないかと思ふのです。又實際刑事政策の面から言つても、この種の行政行為の政策面から考えまして、むしろそういう事前に反省して中止した者に對しても追討的行政的処罰をかけることは余り行き過ぎじやないかと思つておるが、まあこの問題に對しましてはどなたかからの質問にあつて、和田さんでしたかね、どなたから質問があつて、いわゆるこの自首を奨励することはスパイ行為を助長せしむる趣旨ではないかというふうな反對質問もありまして、そう尋ね解釈しなくとも、権衡上私は非常にこれは矛盾があると思ふのです。又政策の面から言つても私の申上げたことは好ましいのじやないかと思ふのです。個人に對しましては全然免除してしまふ、団体にのみ追討をかける、而も本人が反省してやめてしまつたといふのにもかかわらず、なおこの六條第二号ですかを適用するといふことはちよつと行き過ぎじやないかと思ふのであります。

○政府委員(吉河光貴君) 御尤もな御質問だと思ひますが、ここに中止的な未遂がございしますが、これは刑法のほうの建前といたしまして、自己の意思によつて犯罪の実行に着手してゐながらこれを中止した者、自己の意思により中止した者となつてゐるのであります。この場合にその犯罪を犯す決意を完全にして、道徳的な悔悟等によりまして完全に決意を放棄したといふ場合だけではなくて、自己の都合によつて一時延期するといふような場合もやはり中止の中に含まれてゐることは

學說等におきましても大体一致してゐる意見でありまして、かような一時中止は自己の外部的障害ではなくて自分の意思によつて一時犯罪の実行を中止するといふ場合も含まれてゐるわけでありまして、ところで第六條の適用につきましては、完全にこの犯意を放棄した者は、すでにこれの予備陰謀は終つて実行にまで着手した場合に、完全にその団体が暴力主義的な破壊活動を行つたといふ場合におきましては、将来又は、殊に継続又は反覆して団体が行うといふことも極めて稀である、殊に継続して行うといふような適用は殆んど稀であらうと考えて、實際におきましては規制処分が行われないといふやうに相成るものと考へておられます。かような点で調節ができるかと考へておりますので御了承を願ひたい。

○伊藤修君 あなたたちの取扱において、そういう場合には手心を加えるといふことは飽くまであなたたちのお考えで、法律の上ではそういうことにならな、いわんやこの場合においてイからリに至るまでの運動をみずから中止したその中止の動機は、反省によつて中止した場合もありましようし、今時期でないからやめようというやうい理由によつて中止する場合もあるでしよう。運動行為をやめようといつても実害も何も生じて来ないのであります。そういう場合も想像できるのじやありませんか、イからリまでといふことにはなりません。

○政府委員(関之君) リは入つておりません。

○伊藤修君 リ号は適用しないのですか。

○政府委員(関之君) 御説明いたしましたことは局長の御説明を補足いたすことに相成るのでありますが、この一号、二号、三号のことに挙げた行為は、団体が過去において行なつた破壊活動に当るわけでありまして、過去においてとにかくかような行為がありまして、ときには、それは一応規制を認定する一つの条件として、そうしてそれに継続して、又は反覆してということに相成るわけでありまして、このことですぐ追討がかかるということにはならないわけでありまして、そうして次に三号のほうであります、単に団体が第二号の予備、陰謀、教唆、扇動にとどまる場合には、この一号、二号でなくして三号に当るわけでありまして、これはここには入っていないわけであり

○伊藤修君 いずれにいたしましたところ、結局理由の如何にかかわらず、みずから中止いたしますればその後又やるといふこともあり得るかも知れませんが、悪く解釈すれば……併しそういうものまで規制しなければならぬでしようか。障害未遂の場合には本人の犯意というものは継続しているから、放棄したわけじゃないからそれはあたりの規制の対象になるということは一応考えられますが、併し原因の如何にかかわらず本人がみずからやめようと言つてやめた場合も、この規制の対象になることはちよつと私は行過ぎだと思ふのであります。どういふ必要があるでしようか。だから障害未遂とやはり中止未遂とを区別すべきであるのであります。そういうことをこの法律の或る点においては区別して

○政府委員(吉河光貞君) 誠に御尤な点もあるのでありますが、先ほども申し上げました通り、犯罪の実行を一時延期するといふようなものも中止的な未遂の中に含まれるのであります。実際の法案の適用におきましては、その道徳的な悔悟等によりまして犯意を絶対に放棄してしまつたような場合におきましては、たとへばその原因が認められなくても将来再び暴力主義的な破壊活動を行ふといふようなことは認められない事態に相成りますので、両者を含めて考えてもおお差支へはないものと考へます。

○伊藤修君 どうもそれだけでは結局特審局が、若し今後できるところの公安調査庁といふものが、あらゆる場合をやはり引括してしまふといふ基本的なそういう考え方の下に、すべて細大漏らさずここに書き上げようという思想が、ここにも現われているということになるのです。私はそういうものまで根拠は葉り重箱の隅を突付くようなことをしなくても、むしろそうすることのほうが却つてこの種の団体を絶滅するのにはいいのじやないか、反省を促す機会を与えるといふことのほうが、国家のために大きな利益をもたらすのではないかと思ふのであります。一旦そういうことを決意した以上は、自分が中止しようが中止しないが結局は引括されるのだ、結局は規制されるのだといふことになれば、毒喰えば皿まで喰えといふふうなところまで追いやつてしまふことになる。政策のよろしきを得ないと思ひます。立法政策としても御反省になる余地はないのですか。

○政府委員(関之君) これも前からの御説明を繰返すことになりましたが、この法案の規制の考え方としましては、団体はとにかく前には一回は破壊活動をやらなければいけないわけでありまして、その一回やつた破壊活動を、継続又は反覆をしてやつた場合にこの規制措置が動いて来るわけでありまして、そこで過去において一回やつたという破壊活動を前提として一回やつたという中止的な考えでやめた場合でも、とにかくやつたという事実は消し得ないのであります。そのうちに、それは継続ということがはむしろいいかも知れませんが、反覆してそれをやつたといふことになる、これになるわけでありまして、それに関連して将来かような危険性が生じますならば、やはり規制の必要があるものであると、かように考へているわけでありまして、

○伊藤修君 もう一つ申上げておきますが、人間といふものは過ちがあるのです。ふつとここに言う扇動、扇動によつてふつと乗つて過ちを……一遍犯した過ちをいつまでもお宝のようにとつておいて、次にやうかしら行かうかしらと思つて待ちかまえていふといふ考へ方はよくないのじやないですか。あつた過ちは、みずから反省してやめたならば、若しくはその他の故障によつてやめたならば、理由の如何を問はず、みずからやめようといふ決意をしてゐるならば、それはやはり免除すべきじやないでしようか。それをいつまでも過去の一つの歴史としてとつておくといふやり方は、次にやはり第二回目もやめた場合には手心で以て、勿論規制をなさらないとおつしやるけれども、第一回にやろうと思つていた、ど

うも天気が都合が悪いといふと障害未遂になるでしよう。併し今時期でないと思つて、国民のあれがそういう動向に向つて、大衆がそういう動向に出ていない、時期でなしとしてみずからやめた、第二回は計画して見たがやめたという場合には、実害が対外的に現われ来ないのですから、本人の内心的意思ですね、故意です、内心的故意が何らかの方法によつて、調査官がそういうことを掴んで来たといふだけで規制してしまふということになるのです。恐らくはあなたたちの考え方では、三回四回こういうことを繰返したならば規制してしまふでしよう。これは人の心理状態にまで立入つて来ることになるのです。外界に現われればもう予備、陰謀になつてしまふのですから、この場合に外界に外形的事実として現われて来ないのです。事実を想像いたしましたれば、人の心理状態にまで、こゝろいふ或る範圍ですね、それが二回、三回と企画されたといふだけで以つて、これは規制してしまふといふことになるのです。それなら企画が外の外形的事実として現われれば予備、陰謀になつてしまふのでしよう、そうじやないですか。

○政府委員(吉河光貞君) 実はここで掲げてあります、立て方は「団体の活動として第三條第一項第二号イからリまでに掲げる暴力主義的破壊活動を行い、若しくはその実行に着手してこれを遂げず」といふように書いてあります。予備、陰謀の段階は過ぎまして、すでに実行行為に着手して、そうしてこれを中止した場合を規定しておるのであります、外界にははつきりとして実行行為の着手が現われているよ

うな団体を捉えたものであります。○羽仁五郎君 意見長官の御意見を伺つておきたいのですが、今特審局長のほうから御説明がありましたけれども、見合せたといふ場合ですね、これは問題がどういふ性質の問題かということ、御承知のように申上げるまでもない。つまり政治上の主義主張を説き、又はそれを反対しようといふふう思つて、恐らく必ずや合法的な手段を尽されるでしよう、そうして合法的な手段を尽され、その合法的な手段の尽きた、言葉尽き、筆尽き、情尽き、理が尽きたといふ場合なんでしょう、そういう場合に見合せるといふことは決して輕々しいことじやないです。特審局長はそれを非常に輕々しく今ふつと見合せよう、工合悪いから明日でもやろうかといふのじやない、その場合、若し見合せるといふことがあれば、つまりそれはその政治上の反対者ですね、政府なら政府といふものの出方によつて、それは永久に見合せることになる場合があるのです、その場合が可憐だといふことは御想像になれますね、そういう場合を禁止してしまふといふことは、この法のおつしやつておるような目的といふことは相反するのじやないですか。つまり暴力活動を阻止するの目的だ、場合によつてはこの法は実行しないでも、これによつて暴力活動に対する急進的な意見を持つておる人々に非常な反省を考へて、若し日本に現在暴力革命云々といふことを考へておるかたがあるといふことすれば、それに対する非常な反省を考へるといふことが私は恐らく法務総裁のお考へになつておる、或いは政府のお考へになつておる第一の動機だらう

と思う。これを実行したいというふうに思っていないのだらうと思ひます。それはタフト・ハートレー法にしたつて、何にしたつて、基本的人権を制限するような法というものは、一般に国際的には容易には実行されないものです。従つて私は現在特審局関係のかたがたは、直ちにこれを実行しようと思つておるかも知れないが、政治家としては、或いは政府としては、こういう基本的人権を阻害する虞れの多分にある法というものは、軽々に実行しようとするものではないだらう、そういう基本的な関係をよくお考えになりまして、今の場合、中止という場合です、いわゆる中止、未遂というこれは決して今日ばかりと気分が出ないからやらないなんという問題じゃないです。そうでしょう。やるべきだというふうに思つたが併し政府も、或いは世論に鑑みて、そうして反省するかも知れない、或いは我々の決定というものを世論は支持していないとか、というふうな関係もあり得る、その点が一つなんです。それから第二の点は、こうした解散を行う、或いは歴史を持ち、容易ならざる努力を以て築かれて来た一つの組合なり政党なり、その間には間違ひもあつたでしょう、併し又正しい方向にも行つたかも知れない。我々の頭の中と同じですよ。間違ひも考えるが、併し正しいことも考える、或いは左に行き、或いは右に行く、それこそ大勢の人の汗と膏によつて築き上げたこの団体を解散させるという場合、これは明白にして完全な危険がなければならぬ、それとの制限の関係というものは極めてデリケートなものだ、ということも御了承願へるだらうと思ひます。

います。その関係がこの判断の際重なる第二の基準にならなければならぬ、私は思ふのであります。それから第三には、この法律はつまり暴力的な破壊活動をい、やしくも排擠するようになつちやならぬ、この法自身、従つてその人が吉河君の言うように、道徳的というところまで立ち行つて行くことは到底できません。併しその意思が、少くともそこで中止されている、根本的な意思というものは、これは政治上の主張です、つまり現在の政府というものは、これは暴力によつて倒さなければ駄目だ、というのは、これは一種の政治行為という、非常に長い、又高いレベルにおいて考えられることなんです。だからそれは残つてゐるかも知れない、併しなからここに一つの破壊活動というものを進行するところの意思というものは少くとも中止する、それが併し同じように規制される、団体が解散されるという第二の点を思い出して頂きたいのです、つまりそこで中止をしても自分の党なり自分の組合なりというものは解散されてしまふのだ、ということならば解散を賭してでも闘ふと言ふ。つまり中止の意思は恐らく私は起るまいと思ふ。世論は支持してない、又政府は、併しなから実行すべきだ、というのだから実行すべきだ、というの、中止すべきでないという方向へ入つて行くというところは、この法律の趣旨ではないだらう、相反するものじゃないか、そういうデリケートなところまで行つても破壊活動は起らないことを期待するのが本法じゃないか。以上、三つの点から考えて下すつて、今

の点が最初に政府がお考えになつておるようなことでよろしいかどうかというところをお答え頂きたいと思ひます。○政府委員(佐藤達夫君) よくわかりました。御趣旨は御尤もだと同感いたしております。今問題にされておる二号で実行に着手して遂げずというところについての中止、未遂というところと二色あるというところは皆さんとに御指摘の通りでございます。一日延ばす、二日延ばすというものが中止未遂であります、又完全に放棄した将来絶対にはやらないという意味の場合もこれはあるわけでありまして、その後の場合についての特に御懸念だらうと思つて御同感申上げたのでありますけれども、ただ実際上の問題として考えますと、これは結局現実のその団体の態度というものをあらゆる角度から検討して、そうして結論を得なければ、果して延期であるのか完全なる放棄であるのかという認定は私つかないだらうと思ふのであります。従ひましてこの問題は、この六条で申しますと、六条の本文の「当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがある」と認めるに足りる十分な理由」という方向の、今度は認定の問題がまさにそこに来るわけでありまして、本文のほうの認定から言つて、そういう場合は落ちてしまふのじゃないかと、私個人は安心しておりますが、御懸念の点は十分御同様の意見を持つておられますけれども、そういうことに結局なるといふふうには私は考えております。○羽仁五郎君 くだいようですけれども、中止、未遂というものは、いやくしくも破壊活動をやるといふのですから、相

当の準備がしてあり、そうして政府の施策に対して合法的な手段を尽して、最後の手段としてやつて、政府はどうしても合法的にそれを変えないのだという認定があり、そうして自分のほうでも相当の準備をし、犠牲者も相当覚悟をし、ちよつとした横丁で小便するやうな話と全く違ひますよ、而も世論もこれを支持しているかどうかということ、を、いやくしく政治家として私は見極めて、それを実行に着手しているという場合に、中止するということは、今おつしやるやうな、全くその意思を放棄しているという場合と、それから今日やめて明日やるかも知れないという場合にも十分の問題があるというのです。全くその意思を放棄してしまわないで今日やるか明日やるかと思つて十年の年月を待つ政党なり組合なりというものがあつて得るといふことを私は言ふのです。そうしてそれをこれによつて、今三つ挙げましたが、三つの関係のやうなデリケートを含んでおり、そうして御指摘のやうにこの六条の本文と言ひますか、前のほうでもそれを反覆して行く明らかな虞れがあると、いふふうには認めるに足りる十分な理由がありといふものにまで絞つて行くことすれば、私はこの中止未遂といふものは当然、今外されるというふうにお答えになりましたが、事実上において外されるのみならず、この法の解釈においても中止未遂までを障害未遂と同じやうに解釈するといふことには多大の問題がありはしないか。最初には割合に簡単に中止未遂は入るというふうにお答えがされたけれども、そこに問題がありやしないかといふことなんです。事実上それは落ちるだらうといふこと

はお認めになつたわけなんです。併しそれはそれならば解釈の上でもそれは落すべきだ、そうすることがむしろ暴力活動というものを未然に防ぐという本法の根本的な精神といふものに合致するゆえんじやないかといふふうには思ふのですが、どうでしょう。○政府委員(佐藤達夫君) 私の悩みに申しますか、それは結局中止未遂全体というところではなくて、中止未遂の中に只今お話に出ましたやうに二色あるうちのそのあとの分と申しますか、その分についての問題になるものでございいますから、何と申しますか、理窟の問題と申しますか、形式の問題と申しますか、そういう点から言つて割切れない問題が残るわけなんです。そこで先ほども触れましたやうに、六条全体から言つてそういうことは規制されるという結果にならないといふことを申上げるほかにないわけなんです。○羽仁五郎君 そうですね、あつた場合には絶えず思い起して頂きたいのは、これは非常に重大な基本的権利を制限するものである。又それが眼前の明白な危険といふものにあらざれば、そういうことはこれは絶対に許されないことである、従つてどつちにしても、こつちにしよつかといふ簡単なお氣持ではないのですけれども、併しそこで悩んで行く場合に或いは特審局では、さつき伊藤委員もおつしやつたやうに、そういう場合も隠れるやうにして行こうという氣持が若しあるとすれば、それは意見長官において必ずしもそれに私は同意されることが御職務に忠実なゆえんじやないのではないか。重大な基本的権利を制限するものであり、且つその眼前の明白の危険といふ

けれども、これは政治的判断というふうなものが多分に両方に加わつて来ます。ですからそこで良識が発揮されて暴力的な破壊活動が防がれるという方向に向つて行くほうがいいので、暴力主義的な破壊活動を権力によつて括るといふ方向に行くべきでないといふことは御察察願へるんじゃないかと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) この審査委員会の設置法の関係におきましての審査委員会の定足数の人数の問題と、それから三人以上は同一政党に属してはいけないといふその関連において御懸念がありまして、誠に御尤もだと思ひます。その際一応のお答えは申しましたんですけれども、なおその後いろいろ調べましたので、一応の御説明を聞いて頂きたいと存じます。この間も触れたのでございましてけれども、委員の任命については特に法律の第五条におきまして団体の規制に關し公正な判断をすることが出来るものという条件がはつきり掲げられており、而もそれについては西議院の御同意を得るのでありますから、その公正な判断をなし得るかどうかといふことについて、西議院で御判断を頂くという建前としておるわけでありまして、従いましてその方向から申しますならば、実は同一政党のかたが何人あろうと心配はないといふことが、或いは言ひ得るかも知れないといふことになるわけで、實際上調べて見ますといふと、他の委員会等におきましても特に同一政党所屬のもの数の限定を全然置かないで任命そのものにすべての信頼をかけている例もあります。併しながらこれはこの間触れましたけれども、そうは

申しすけれども、同じ政党の人がたくさん固まるということとは、どうしてもよそから見ますといふと、いわば色目で見られてその信頼性を失うだろうというわけでありまして、所屬の人数を限定するといふ考え方が出て来ておるので、実際の例から申しますとその人数を制限している立法例がたくさんございまして、ただその場合に、この委員会といふものが全員一致ですべて活動するといふ鉄則を貫きますれば問題は起りませんけれども、これは又生きた人間の寄合の機関でありますからして、やはり或る場合には事故の生ずる場合もあるといふことから、又定足数何人といふような定めをしなければならぬといふことで、又殆んどすべての委員会において定足数の制限規定を設けて、その数が集まれば委員会が開けるといふことになつておるわけですね。

○政府委員(佐藤達夫君) 恐らくこの法案につきましても、私は審査をした立場におるものでありますからして、さういふことも考慮に入れて、これはこの間も申し上げたと思ひますけれども、これに同意をしておるわけですね。ただそれを正し、天下の鉄則なりとして決して押しつけがましいことは申し上げません。又別途の立派な解決方法がございましてならば、勿論それをむしろ尊重して行きたいといふ気持ちを持つていふこととは、先にもちよつと申し上げた通りでございまして。

例に出ておりますが、これも同じ例になつております。この定足数と同一政党所屬の禁止との関係は非常に表面的な御説明になりますけれども、さういふ調整の苦しい解決として、今までの多くの立法例においてさういふことになつておるものであります。特にこの案につきまして私が良心を疑はれるといふようなことは、これはむしろ十分御了解を願へたことだといふ意味で一応御説明を申し上げたのであります。

○羽仁五郎君 この今お答え下さいました関係ですね。三人で委員会を開ける、そしてその二人までは同一政党に所屬する人であり得るといふ規定があなたがあなた御自身の自由の意思で法律案を立案するといふ場合に、さういふことをあなた御自身でなす、なし得るといふふうにお考えになりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 恐らくこの法案につきましても、私は審査をした立場におるものでありますからして、さういふことも考慮に入れて、これはこの間も申し上げたと思ひますけれども、これに同意をしておるわけですね。ただそれを正し、天下の鉄則なりとして決して押しつけがましいことは申し上げません。又別途の立派な解決方法がございましてならば、勿論それをむしろ尊重して行きたいといふ気持ちを持つていふこととは、先にもちよつと申し上げた通りでございまして。

○羽仁五郎君 よくわかりました。それについて、これがたび／＼政府側から最初のうちは繰返されておつた絶対に濫用の虞れがないといふ規定じやなく、濫用の虞れが多分にある規定だと、従つて國會の判断によつてこれが

修正されるということとはむしろ喜ばしいことだと考へるといふふうなお答えだつたと思ふのです。で、念のため申上げておきますが、国家公安委員会だとか、或いは公正委員会といふような委員会とは性質が全く違いますね。この公安審査委員会といふものは、政党を解散し得る委員会です。その意味で、国家公安委員会なり、或いは公正委員会なりといふものは全く性質の違ふものではないことは、さつき御説明では何かそれと同じ性質のようになふに伺ひましたけれども、まさかさうお考えになつておられるじやないと思ふ。端的に言へば、これは自由党なら自由党が共産党を解散し得るといふ、さういふ任務を持つ公安委員会ですね、或いは共産党が自由党を解散し得る、私はいずれの場合でも、その政党を弁護する論議の上に立ちたいと思つてゐるのです。現在の問題はかり我々は考へてゐるのじやないのです。どう

いふ場合にも、政治結社の自由といふものは食ふまで尊重されなければならぬ。従つて、それに対して規制が行われない場合、いわんや解散というたびたび各委員からも言われておる死刑に等しい処置がとられる委員会ですから、列挙せられたいやうな委員会とは性質が違ふと私は思ふ。さうして、若しこれを、場合によつては臆測を加えるならば、ここに一つの陰謀が隠されてゐるといふやうに推測されることをも防ぐことはできないのです。破壊活動防止法案並びにそれに関係する二つの法律案といふものは、実はナチスが國會に放火をしたのと同じような意味における一つの全体主義の計画の第一歩だと、それはここに隠されて

おる、三名の委員で委員会を開き、それによつて一つの政党或いは組合を解散することが出来る、その委員会の二名までが、つまり絶対の多数が同一政党のメンバーによつてなされ得るといふならば、さういふ陰謀をも許す、それを防ぐことはできない。若しさういふ陰謀をなす人があつて、それをなすといふことをこの法律は少くとも防いでおりません。これは本法が飽くまで民主主義を守つて行きたいといふやうに御説明になる趣旨とは全く反対ではないかと思ふ。而も、それは決してそんなに複雑な問題ではない。この法案が立案される過程において、私のような素人でさえすぐわかる問題なんですから、専門家が御覧になつて、成るほどこれは三人でやれると、さうして二人の同一政党の委員がそこに列席をして決定をすることが出来る、さうして一つの政党を解散することが出来る、これが非常に濫用される虞れがありはしないかといふことは、当然でなすが御覧になつたつて私はそこまで行くと思ふ。私はこの問題については、いろ／＼な点から考へて頂かなければならぬ点があると思ふ。一つは、この法律案の立案の過程において、いわゆる秘密主義がとられたのではないか。それはこの法律案全体の性格の上に、又この法律案が法として成立した上にも、その運営の上に秘密主義の虞れがあるのではないかと、さういふ点からも考へて見なければならぬことだと思ふ。これは、さつき御説明になつたやうな理由は、二義的の御説明としては伺ひますけれども、併し本質的には、さういふ危険な規定を許しておくといふこ

とは、本法の政府の宣言せられる趣旨から言つて、私は許されることじやないと思う。私は必ずこれは国会において修正せられて、そうした危険な場合が起り得るような法文をそのままにしておくことではないというふうに思うのですが、今申上げた点については、これは法案全体にも関係して来る点でありますから、今後それらの点について、又個々の場合について御意見を伺つて行かなければならないというふうに思います。で、結論としては、今意見長官がこれは問題がないというふうには考えられない、従つて、それについて更に優れた解決の方法がなされること、実行されることが喜ばしいことだというふうにお考えになつておるといふふうに伺つておきます。

○委員長(小野義夫君) お諮りします。本日はこの程度で如何ですか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野義夫君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十六分散会

昭和二十七年七月十五日印刷

昭和二十七年七月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁